

令和7年第4回（12月）佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和7年12月17日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和7年12月17日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	棚橋優汰君	3	黒田龍之介君
4	井上智恵美君	5	中川由美恵君	6	山之内英樹君
7	横田博茂君	8	永田勝美君	9	長谷川忠君
10	川副剛君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	濱野 互君	副 町 長	濱田能久君	教 育 長	富野 毅君
総務理事兼 庁舎建設室長	大平弘明君	総務課長	落合健治君	税財政課長	藤永大治君
住民福祉課長	松本典子君	保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君
企画商工課長	中道隆介君	建設課長	上野靖一郎君	農林水産課長	金子 剛君
水道課長	安達伸男君	会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君
農業委員会事務局長	作永善則君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	荒木洋介君	議会事務局書記	山下 慶君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 東彼杵道路建設促進期成会 要望活動（国土交通省）
- (2) 西九州自動車道建設促進大会（東京大会）及び要望活動
- (3) 長崎県町村議会議長会 県選出国会議員への陳情
- (4) 第69回 町村議会議長全国大会
- (5) 長崎県町村議会議長会 県知事への陳情
- (6) 松浦鉄道自治体連絡協議会 国政要望

2 議員派遣結果

- (1) 長崎県町村議会議長会主催 議会広報研修会
- (2) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動（国土交通省 九州地方整備局）
- (3) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動（自民党本部、地元選出国会議員、国土交通省、財務省）
- (4) 先進地視察研修（奈良県 広陵町、岐阜県 笠松町）
- (5) 長崎県町村議会議長会主催 議長・副議長及び事務局長研修会

日程第4 行政報告

- (1) 報告第8号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）
- (2) 報告第9号 専決処分した事件（令和7年度 佐々町一般会計補正予算（第4号））
- (3) 報告第10号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）
- (4) 報告第11号 専決処分した事件（令和7年度 佐々町一般会計補正予算（第5号））
- (5) 報告第12号 令和6年度佐々町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置について
- (6) 令和7年度 第2回西九州させぼ広域都市圏協議会について
- (7) 令和7年度 全国町村長大会について
- (8) 松浦鉄道自治体連絡協議会国政要望について

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② 国民健康保険税率改定の考え方について
 - ③ クリーンセンター手数料の改定について
 - ④ 辺地総合整備計画策定について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 第7次総合計画後期計画・第3期総合戦略の策定について
 - ② 学校給食費の公会計化について
 - ③ 庁舎建設事業について

日程第6 一般質問

- (1) 5番 中川 由美恵 議員（一問一答）
- (2) 4番 井上 智恵美 議員（一問一答）

(3) 8番 永田 勝美 議員（一問一答）

(4) 6番 山之内 英樹 議員（一問一答）

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（川副 剛 君）

皆さん、おはようございます。

ただ今から令和7年12月第4回佐々町議会定例会を開会します。

まずは、12月8日に青森県東方沖を震源とする地震に際し、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧を願うものでございます。

それでは、開会にあたり、町長から御挨拶をお願いします。

町長。

町 長（濱野 互 君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第4回佐々町議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、全員御出席をいただき誠にありがとうございます。

まず、議長さんからお話がありましたように、先日の青森県東方沖地震により被災されました皆様方に、慎んでお見舞いを申し上げます。

既に御存じだと思いますけども、西九州自動車道の松浦佐々道路に関しまして、松浦インターチェンジから平戸インターチェンジ間が12月14日に供用開始となりました。

また、11月29日にはV・ファーレン長崎のJ1昇格が決まり、来年からは長崎ヴェルカのバスケットボールの一部リーグとともに、サッカーの一部リーグで戦うことになり、大変喜ばしく思い、長崎県が活気に満ちた年となるような気がいたします。

さて、先月は全国町村長大会などへの参加とともに、国及び地元選出の代議士への要望活動を行いました。

また、松浦鉄道の整備についても、川副議長とともに要望活動を実施してまいりました。

また、国民文化祭全国障害者芸術・文化祭の愛称「ながさきピース文化祭2025」が、9月14日から11月30日まで開催されました。町内外からの皆様の御参加、御鑑賞、誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

本定例会では、4つの条例改正の議案、補正予算関係が7議案と、専決処分などの行政報告8件を予定しておりますので、全ての議案について可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

議 長（川副 剛 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（川副 剛 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、黒田龍之介君、4番、井上智恵美君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（川副 剛 君）

日程第2、会期の決定を行います。

12月本定例会の会期については、先にお配りしました日程表のとおり、12月17日、本日から12月19日までの3日間にしたいと思います。

日程の内容について、順を追って説明を行います。

12月17日、本会議の1日目には、まず諸般の報告を行います。1番目に、議長出席会議報告6件、2番目に、議員派遣結果5件の報告を私のほうから行います。

次に、行政報告ですが、8件の報告を町長からお願いします。なお、行政報告は、1番目と2番目の報告を受けたあと、2つの報告に対する一括質疑を行い、3番目と4番目の報告を受けたあと、2つの報告に対する一括質疑を行います。5番目以降は、1件ずつ報告を受けたあと、質疑を行う形で進めたいと思います。

次に、委員会報告です。1番目に、総務厚生委員会所管事務調査、2番目に、産業建設文教委員会所管事務調査の報告を、それぞれ委員長からお願いします。

次に、一般質問です。質問通告一覧表のとおり、6名の方のうち1番目から4番目の方の質問です。1日目は、一般質問終了後、散会となります。

12月18日、本会議の2日目です。17日に引き続き一般質問です。質問通告一覧表のとおり、5番目と6番目の2名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第69号から議案第73号までの5議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しております。2日目は、議案第73号の終了後散会となります。

12月19日、本会議の3日目です。引き続き議案審議を行います。議案第74号から議案第79号までの6議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しております。

次に、発議第10号の1件です。

次に、請願第1号の1件です。

続きまして、閉会中の委員会継続調査を予定しております。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承をいただきたいと思います。

以上の手順で進めたいと思います。

本会議は12月17日、18日、19日です。

お諮りします。本定例会の会期は、12月17日、本日から12月19日までの3日間に決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、12月17日、本日から12月19日までの3日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（川副 剛 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の6件を私のほうから行います。資料は、諸般の報告の議長出席会議報告です。

1件目は、資料2ページから4ページです。東彼杵道路建設促進期成会 要望活動（国土交通省）です。令和7年10月15日、長崎河川国道事務所及び九州地方整備局にて、期成会会員市町首長・議長参加の下、それぞれ長崎河川国道事務所長、九州地方整備局長に要望を行っております。

2件目は、資料の5ページから20ページです。西九州自動車道建設促進大会（東京大会）及び要望活動が、令和7年10月30日、東京グリーンパレスにおいて、西九州自動車道建設促進協議会会員、西九州自動車道建設促進期成会会員、長崎県西九州自動車道建設促進期成会会員の参加の下、地元選出国會議員、国土交通省政務官、西日本高速道路株式会社執行役員を来賓にお迎えし開催されました。

大会では、国土交通省、西日本高速道路株式会社からそれぞれの事業概要について説明をお受けいたしました。また、大会決議については満場一致で承認され、最後に参加者全員で「がんばろう三唱」が行われました。

3件目は、資料21ページから22ページです。長崎県町村議会議長会 県選出国會議員への陳情です。令和7年11月12日に衆議院第2議員会館において、県内8町の議会議長と合同で、資料22ページの各町から提出された11項目の陳情を行いました。

4件目は、資料23ページから27ページです。第69回 町村議会議長全国大会が、令和7年11月12日にNHKホールで開催され、全国の町村議会議長が出席しております。

議事として、令和8年度国の予算編成及び施策に関する要望37件、「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望、決議が28件、特別決議として、東日本大震災及び令和6年能登半島地震等からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応及び防災・減災対策の確立を求めるもの、地方創生を切れ目なく強力に推進するよう求めるもの、町村の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の増額確保・充実等を求めるもの、以上3件の特別決議がそれぞれ採択されております。

また、特別講演として、元プロ野球監督で野球評論家の達川光男氏による「苦しみを笑いに変えた野球人生」と題した講演がありました。

5件目は、資料28ページから29ページです。長崎県町村議会議長会 県知事への陳情です。令和7年11月19日に長崎県庁において、県内8町の議会議長と合同で、資料29ページの各町から提出された13項目の陳情を行いました。

6件目は、資料30ページから35ページです。松浦鉄道自治体連絡協議会 国政要望です。令和7年11月25日に衆議院議員会館、参議院議員会館、国土交通省、農林水産省において、長崎県及び佐賀県の協議会会員で、資料33ページにあります要望を行いました。

次に、議員派遣結果を報告します。資料は諸般の報告の議員派遣結果です。

1件目は、長崎県町村議会議長会主催 議会広報研修会です。令和7年10月9日に長崎県市町村会館において開催され、議会広報委員会委員が出席しております。

2件目は、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動です。令和7年10月20日に福岡市の国土交通省 九州地方整備局において行われ、産業建設文教委員会正副委員長及び議長が出席しております。

3件目も、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動です。こちらは、令和7年10月27日から28日にかけて、自民党本部、衆議院及び参議

院議員会館、国土交通省、財務省において行われ、産業建設文教委員会正副委員長及び議長が出席しております。

4件目は、先進地視察研修です。令和7年11月17日から18日にかけて、奈良県の広陵町と岐阜県の笠松町を視察しました。広陵町では「町有地の利活用について（跡地利活用に関するサウンディング調査について）」、笠松町では「熱中症対策について（体育館等におけるスポットクーラーの設置について）」を視察するため、議長を含む議会議員全員で実施いたしました。いずれも視察先の御厚意で現地の視察もさせていただき、本町が抱える課題について先進的な取組を勉強させていただきました。こちらについては、来年2月に発行を予定している議会だよりのほうでも詳しく御報告させていただく予定です。

5件目は、長崎県町村議会議長会主催 議長・副議長及び事務局長研修会です。令和7年11月19日にホテルニュー長崎において開催され、正副議長が出席しております。

今報告しました、議長出席会議報告6件と議員派遣結果5件の関係資料は、議員控室に置いてありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長（川副 剛 君）

次に、日程第4、行政報告に入ります。

案件を区切って報告を受け、質疑を行いたいと思います。

まず、報告第8号と第9号の2つの報告が終わったあとに、2つの報告に対する一括質疑を行い、次に、報告第10号と第11号の2つの報告が終わったあとに、2つの報告に対する一括質疑を行います。報告第12号以降につきましては、1件ずつ報告のあとに質疑という流れにしたいと思います。

それでは、報告第8号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）、報告第9号 専決処分した事件（令和7年度佐々町一般会計補正予算（第4号））の報告をお願いします。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（報告第8号 朗読）

このことについては、後ほど総務課長より説明をさせます。

（報告第9号 朗読）

2ページ以降は、税財政課長から説明させます。

議 長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

報告第8号の2ページをお開きください。

専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）第2条第1号及び第2号の規定に基づき、次のと

おり専決処分する。

令和7年11月12日専決、佐々町長。

1、専決処分する事件名、和解及び損害賠償の額を定める件（町有施設に係る交通事故（物損事故）における和解及び損害賠償）。

2、専決処分事件発生年月日、令和7年9月22日。

3、損害賠償額、3万1,366円。

4、和解及び損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

5、事故の概要。職員駐車場の周囲に設置している木ぐいの根元が腐食し、番線にもたれて敷地の外側（道路側）に斜めに倒れていたところに、相手方が運転する車が接触し、左側サイドミラーが破損したものの。

6、和解の概要。責任の割合を佐々町側5割、相手方5割とする。佐々町の損害賠償額を3万1,366円とし、佐々町が相手方口座に3万1,366円を支払う。今後、本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申し立て、請求を行わないことを誓約する。

4ページをお開きください。

専決処分書に記載がなかった事項につきまして御説明いたします。

まず、事故概要ですが、事故発生日が令和7年9月22日、12時20分頃となっております。事故発生現場は、佐々町本田原免230番地先、佐々町役場職員駐車場（幼稚園跡地）横道路でございます。

事故当事者は佐世保市在住者で、当時同乗者は無しでございます。

事故概要ですが、専決処分書に記載のとおりでございます。

次に、専決事項でございます。和解の内容、損害賠償の額は専決処分書に記載のとおりでございますが、相手方自動車の損害金が6万2,733円となっておりますので、過失割合に基づき3万1,366円をお支払いしております。

補正予算につきましては、令和7年度佐々町一般会計補正予算（第4号）でございます。

専決処分日は、令和7年11月12日でございます。

5ページをお開きいただければと思いますが、左側の写真の木ぐいの根元が腐食し、道路側に倒れており、そこに郵便局側から走行してきた当事者が運転する車が接触したものでございます。

その他といたしまして、賠償額につきましては当事者へ支払済みでございます。また、全国町村会総合賠償補償保険の保険金の請求手続を完了しております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、報告第9号の2ページをお願いいたします。

令和7年度佐々町一般会計補正予算（第4号）。令和7年度佐々町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億2,256万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月12日専決、佐々町長。

3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。20款諸収入、補正額3万1,000円、計2億667万円。4項雑入、補正額3万1,000円、計1億3,908万7,000円。

歳入合計、補正額3万1,000円、計80億2,256万1,000円。

歳出。2款総務費、補正額3万2,000円、計13億759万9,000円。1項総務管理費、補正額3万2,000円、計10億7,970万1,000円。

14款予備費、補正額、減額1,000円、計907万6,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額3万1,000円、計80億2,256万1,000円。

5ページに歳入歳出の補正の計上をいたしておりますけれども、先ほど説明がありましたとおり、報告第8号に伴う補正予算の専決処分となっております。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

これから報告第8号と第9号に対する一括質疑を行います。

質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

質疑がないようですので、報告第8号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）と報告第9号 専決処分した事件（令和7年度佐々町一般会計補正予算（第4号））の質疑を終わります。

次に、報告第10号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）、報告第11号 専決処分した事件（令和7年度佐々町一般会計補正予算（第5号））の報告をお願いします。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（報告第10号 朗読）

2ページ以降は、企画商工課長をもって説明をさせます。

（報告第11号 朗読）

2ページ以降は、税財政課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

それでは、報告第10号の2ページ目をお願いいたします。

専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）第2条第1号及び第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年11月27日専決、佐々町長。

1、専決処分する事件名、和解及び損害賠償の額を定める件（町有地に係る事故（物損）に

おける和解及び損害賠償）。

2、専決処分事件発生年月日、令和7年10月21日火曜日。

3、損害賠償額、32万5,705円。

3ページをお願いいたします。

4、和解及び損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

5、事故の概要。相手方が車両を駐車していたところ、前面の町有地の枯木の倒木により、相手方車両フロント部分の屋根及びフロントガラスを破損したものの。

6、和解の概要。町及び相手方は、上記事故の責任割合を佐々町10割、相手方0割とし、本件事故に関する一切の損害賠償金として、車両修理に係る費用を32万5,705円とし、町が相手方指定口座に支払うものとする。本件示談の他、町と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

4ページをお願いいたします。

事故の概要につきましては、事故発生日が令和7年10月21日火曜日、午前7時55分頃。発生場所は、佐々町小浦免1188番地2の町の貸付地でございます。

事故当事者は佐々町内の在住者でございます。

事故概要につきましては、事故発生場所に隣接する町有山林の木が倒れ、駐車していました自動車にあたり、自動車のフロント部分の屋根及びフロントガラスを破損したものでございます。

専決事項でございますが、和解の内容につきましては専決処分のとおりでございますが、相手方の自動車の損害金は金32万5,705円となりまして、過失割合に基づき、佐々町は相手方に32万5,705円を指定口座に支払うこととなっております。

こちらのほう、補正予算のほうが令和7年佐々町一般会計補正予算（第5号）にあげております。専決処分日は、11月27日となっております。

それから、5ページをお願いいたします。

こちらのほう、画像のほうでございますが、こちらの赤丸のところ立っておりました枯れ木のほうが倒れて、その隣の図のように直接車のほうに落ちて、車が破損したという状況でございます。

事故を受けての対応でございますが、倒木は既に片づけておりまして、周辺の枯れ木、朽ち木を現在伐採を予定しております。こちらのほう12月補正のほうで予算計上をしております。

その他、賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の保険金を現在請求中でございます。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、報告第11号の2ページをお願いいたします。

令和7年度佐々町一般会計補正予算（第5号）。令和7年度佐々町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億2,288万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日専決、佐々町長。

3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。20款諸収入、補正額32万5,000円、計2億699万5,000円。4項雑入、補正額32万5,000円、計1億3,941万2,000円。

歳入合計、補正額32万5,000円、計80億2,288万6,000円。

歳出。2款総務費、補正額32万6,000円、計13億792万5,000円。1項総務管理費、補正額32万6,000円、計10億8,002万7,000円。

14款予備費、補正額、減額1,000円、計907万5,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額32万5,000円、計80億2,288万6,000円。

5ページのほうに歳入歳出計上をさせていただいております。先ほど説明がありましたとおり、報告第10号に伴う補正予算の専決処分となっております。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

これから報告第10号と第11号に対する一括質疑を行います。

質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

質疑がないようですので、報告第10号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）と報告第11号 専決処分した事件（令和7年度佐々町一般会計補正予算（第5号））の質疑を終わります。

次に、報告第12号 令和6年度佐々町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置についての報告をお願いします。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（報告第12号 朗読）

2ページ以降の講じた措置の内容につきましては、総務理事兼庁舎建設室長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

それでは、2ページをお願いいたします。

講じた措置の内容になります。令和7年3月に発覚した前町長による官製談合事件（以下「本事件」という。）により、町民の信頼を大きく損ない、不公正な入札によって支出がなされたこと、そして、新庁舎建設の5か月遅延に伴う、約2,000万円の支出に関して説明が不十分であったことが、令和6年度佐々町一般会計歳入歳出決算の不認定の主たる原因ととらえ、これまでの経緯を踏まえ、次のとおり必要な措置を講じました。

（1）としまして、本事件発生後、緊急に取り組むべき課題について改善を図っておりますが、今回の決算不認定を受け、総合的な談合防止の抑止を図るため、次の項目を追加しました。

- ①入札及び契約に関する新たな体制の構築に取り組むこととしました。
 - ②電子入札システムの導入可能性を含め、入札制度の見直しに取り組むことといたしました。
 - ③職員向け官製談合防止研修を定期的に取り組むことといたしました。
- 続きまして、5か月遅延に伴う、約2,000万円の支出に関してでございます。

（2）として、新庁舎建設工事の5か月遅延に伴う、約2,000万円の支出に関しては、要因を確認するとともに、明細書等を作成し、所管委員会を通じて報告することに努めます。

白丸に記載してありますとおり、新庁舎建設工事が5か月遅延した要因確認のため、関係者への聞き取り及び協議を実施しました。時期につきましては、令和7年11月に設計及び監理委託業者と協議を実施しております。また、令和7年12月に施工業者と協議を実施しております。

協議につきましては現在継続中でございますが、遅延要因が複雑に絡み合っておりますので、適宜所管委員会へ御報告を行ってまいりたいと考えております。

3ページをお願いいたします。

令和7年第4回定例会 報告第12号資料になります。こちらには、（1）本事件後の初動と（2）令和7年6月16日以降に取り組んだ事項について記載をしておりますので、あともって御確認いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

質疑のあられる方。

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

2ページにあります、新庁舎建設工事の5か月の遅延と2,000万円の支出に関してなんですけども、この要因が、今、関係者との聞き取りにより協議中というお話でしたけども、ここから所管委員会を通じて報告していただくことは、その都度していただくことには納得いたしました。結果的にその要因がはっきりするかどうかわか別にして、町民の方に報告するような結果報告でも大丈夫ですけど、町民の方へ周知する方法として何か考えていらっしゃることはあるでしょうか、お聞かせいただければと思います。

議 長（川副 剛 君）

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

今の御質問でございますけども、まず明細等につきましては、作成し、お示しをしたいというふうに考えております。

もう一点の各業者さんにつきましては、要因がかなり複雑に絡み合っておりますので、なかなかこれを整理をしてお出しするというのが難しい状況かと思っておりますので、それにつきましては、所管委員会等を通じてどういうふうな方向で住民の皆さんにお示しするかということも模索していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

よろしいですか。

ほか質疑のあられる方。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

講じた措置の内容の（1）①のところに「入札及び契約に関する新たな体制の構築に取り組むこととした」というふうにあるんですけども、これについては、具体的にどういう内容かということと、それからいつぐらいから体制的にはスタートするのかということについて、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

入札及び契約に関する新たな体制についてですけども、入札制度の抜本的見直し業務を含む担当の配置、県との人事交流を活用した職員研修を含め、検討を現在しているところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

よろしいですか。
ほか質疑のあらわれる方。

（「なし。」の声あり）

質疑がないようですので、報告第12号 令和6年度佐々町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置についての質疑を終わります。

次に、令和7年度 第2回西九州させぼ広域都市圏協議会について報告をお願いします。
町長。

町 長（濱野 互 君）

資料はタブレットの行政報告（6）になります。令和7年度 第2回西九州させぼ広域都市圏協議会について。

令和7年度 第2回西九州させぼ広域都市圏協議会の件についてですが、11月10日に松浦市において協議会が開催されました。出席者は5市7町の執行部の代表者、オブザーバーとして長崎県の関係者が出席されております。

まず、議事に先立って、長崎国際大学の中村学長から、情報学部情報デザイン学科の新設の説明がありました。現在、県北には四年制大学の理工系学部がなく、今回の開設により、県北地域のIT技術を必要としている企業へ就職できる人材の育成を行い、卒業生の地元定着にも貢献したいという話でした。なお、開設時期は令和9年4月の予定となっております。

今回の議事として、令和8年度の新規・拡充事業についての説明がありました。

新規事業として「産学官連携による人材育成に関する検討」が提案され、議事前の説明があった長崎国際大学の理工系学部の新設や、佐世保工業高等技術専門学校の立地を生かし、地域産業の振興、人材の地元定着、企業誘致促進などを目的とした拠点機能に関する検討を行うこととなっております。

拡充事業として「広域連携による周遊観光の推進」事業を、「ハウステンボスとの連携等による長期滞在型周遊観光の促進」事業に変更し、各市町がそれぞれに有する「食」、「歴史・文化」、「自然」を最大限活用しながら長期滞在エリアとしての魅力を高めるため、ハウステンボスとの連携等により、観光コンテンツの開発や旅行者を呼び込むためのブランディング（独自のブ

ランド作り）及びプロモーション等を行うこととなっております。

この2つの事業に関し、令和8年度の新規・拡充事業として、今協議会で承認されました。

次に、各連携事業の内容変更について説明があり、令和8年度からの連携事業の一部について、事業に参画する構成市町の増減が生じたため、内容変更の確認を行いました。

それから、今後のスケジュールについて説明があり、今協議会の決定をもって、予算編成・ビジョン改定案の作成を行い、幹事会、ビジョン懇談会を経て、予算議決後の協議会でビジョンの改定決定を行うこととなっております。

また、ハウステンボスとの連携事業について、ハウステンボスの高村社長から事業案についての説明がありました。

議事終了後に、私から、特別交付税の算入関係で、佐世保市の救急医療体制整備に関する関係市町負担金について、広域圏の事業費へ計上できないかという提案を行い、現在、佐世保市と関係市町の担当課で検討を行っているとの報告を受けております。

以上、協議会の資料につきましては、タブレットに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

議 長（川副 剛 君）

これから質疑を行います。

質疑のあらわれる方。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

資料の3ページにあります、令和8年度の新規・拡充事業についての中身なんですけど、事業名が変わっているんですけども、中身はあんまり変わっていないような感じがして、内容的にはハウステンボスとの連携というところかなという状況ですけども。

それで伺いたいのは、目標のいわゆるその圏域における観光客数という目標は変わらないのに、中身は少し変わって、それで伺いたいのは、事業費見込額のところで変更後の計画というのが、令和8年度予算計上を予定のため未定というふうになっているんですけども、この中身ですね、見通し、要するにその金額が増えるのか、事業的にかなり大幅に増えるようなものなのか、どういう性格の予算になるのかということが分かれば伺いたい。

伴って、その額が非常に大きくなれば、それぞれの関連の負担金も出てくるのではないかなという思いもあるもんですから、そこについて御説明いただきたい。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

今、議員がおっしゃったとおりでございまして、連携するためには事業予算が非常に、ハウステンボスさんから言われている事業見込みについて、非常に高額となっておりますし、職員の派遣等も言われておりますので、参画する市町の状況が曖昧な状況でございましたので、この予算に計上ができない状況ということで、参画する市町が少ないのかなというような状況でございまして、佐々町としてもその負担について金額が大きければ、ちょっと難しいかなと。協力はいたしますが、参画するかどうかについては検討させていただきたいというふうに思っている状況でございます。

議 長（川副 剛 君）

よろしいですか。
ほか質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

質疑がないようですので、令和7年度 第2回西九州させば広域都市圏協議会についての質疑を終わります。

次に、令和7年度 全国町村長大会について報告をお願いします。
町長。

町 長（濱野 互 君）

行政報告（7）です。令和7年度 全国町村長大会について。

令和7年11月19日に、東京都渋谷区のNHKホールにおいて、令和7年度 全国町村長大会が開催されました。

大会には、全国926の町村長、都道府県町村会関係者が出席し、来賓として高市早苗内閣総理大臣をはじめ、額賀衆議院議長、関口参議院議長、林総務大臣、海老原内閣官房地域未来戦略本部事務局長、有村自由民主党総務会長、中本全国町村議会議長会会長など、約1,500名の出席となりました。

はじめに、棚野孝夫全国町村会長、次に、来賓挨拶として高市内閣総理大臣から挨拶がありました。引き続き、来賓の方々の挨拶のあと、国会議員の紹介があり、議事に入りました。

大会議事では「食料・エネルギー安全保障に対する国民の意識の醸成を図るとともに、自給率向上に向けた施策を強化すること」など15件の決議が採択されました。

また「食料及びエネルギー自給率の向上対策と農山漁村地域の振興を求める特別決議」が採択されました。

さらに、各省庁への要望事項として「大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化」など35項目が採択されました。

これらの事項を実現するための実行運動としては、地元選出の国会議員や政府要路に適宜有効な方法で行われることとなります。

大会終了後は、長崎県町村会で取りまとめた県内各町の国への要望事項を、各省庁、県選出国會議員へ提出いたしました。

大会資料につきましては、タブレット及び議員控室へ置いておりますので、御参照いただければと思います。

議 長（川副 剛 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑がないようですので、令和7年度 全国町村長大会についての質疑を終わります。

次に、松浦鉄道自治体連絡協議会国政要望について報告をお願いします。
町長。

町 長（濱野 互 君）

資料は、行政報告（8）です。松浦鉄道自治体連絡協議会国政要望について。

本報告事項の8つ目でございますけども、松浦鉄道自治体連絡協議会国政要望です。今回初めて要望活動が実施されました。

令和7年11月25日に、佐世保市宮島市長を会長とした松浦鉄道自治体連絡協議会の構成市町の首長、議長とともに国土交通省、衆議院・参議院議員会館へ訪問し「第三セクター鉄道「松浦鉄道」の施設整備事業に関する要望書」を提出し、意見交換を行いました。

国土交通省では、加藤竜祥国土交通大臣政務官、五十嵐鉄道局長と面会し、要望書を提出いたしました。

また、金子容三衆議院議員、西岡秀子衆議院議員、古賀友一郎参議院議員、山本啓介参議院議員の地元選出国會議員と面会し、松浦鉄道の施設整備事業をはじめとした、沿線自治体の課題について意見交換を行いました。

地域の重要な公共交通である松浦鉄道の安全輸送の確保及び運行維持のため、国庫補助金の十分かつ確実な予算を確保するため、今後も継続して国及び地元選出国會議員への要望活動を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

質疑がないようですので、松浦鉄道自治体連絡協議会国政要望についての質疑を終わります。以上で、日程第4、行政報告を終わります。

しばらく休憩します。

（10時53分 休憩）

（11時05分 再開）

— 日程第5 委員会報告 —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

8番。

（総務厚生委員長 永田 勝美 君 登壇）

総務厚生委員長（永田 勝美 君）

令和7年11月25日に開催しました委員会調査報告を行います。

佐々町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催場所は役場委員会室、出席者は全員です。

所管事務調査として、1点目条例等について。

1件目は、職員の給与に関する条例等の一部改正について調査を行いました。

総務課担当者より、概要以下のような説明を受け、調査を行いました。

今年度の人事院勧告の内容に準じて、本町の条例改正を予定しているものであると。月例給は、民間給与との格差を踏まえ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る改定を行う。官民格差率、月例給の改定率は、国が3.62%、昨年度の2.76%から比べて増加している。県も3.37%と増加しているという状況を踏まえて改定を行うということです。

適用日は、人事院の勧告内容に沿って、4月に遡って給与の改定を行う予定です。

特別給は、4.65か月分を予定しており、昨年度比0.05か月分の増となります。

諸手当は、通勤手当が200円から7,100円までの幅での引上げ、あわせて月額5,000円を上限とする駐車場利用に対する通勤手当の新設が行われています。適用は、この分については来年度からとされております。

労働組合との交渉では、事前に説明を行い同意を得ている。団体交渉妥結はまだという状況でございました。

詳細については、議事録を御覧いただきたいというふうに思います。

以上、内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いし、この件について終了しております。

2点目、佐々町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

住民福祉課担当者より、概要以下のような説明を受け、調査を行いました。

家庭的保育事業等は、佐々町には当該施設はありませんけれども、国の基準条例の改正が行われているため、本町も改正を行うということでございます。

内容は、子どもの健康管理を円滑に実施できるように、健康診断の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められたとき、かつ保育所長がその結果を把握するとき、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされました。それに伴い、健康診断の条項に健康診断を追加しております。

改正内容は、第18条、利用乳幼児及び職員の健康診断条項があり、その中に健康診断の追加、あと健康診断の追加に伴いまして、健康診断・健康診断の区分表の追加というのが行われております。

詳細は議事録を参照いただきたいと思います。

以上、内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

3点目、佐々町国民健康保険税条例の一部改正について。

保険環境課担当者より、概要以下のような説明を受け、調査を行いました。

先日、国民健康保険運営協議会を開催し、国民健康保険税率の改定について審議を行ったと。年間一人当たり1万7,495円の引上げの予定であると、そういう内容の条例改正であります。

詳細は議事録を参照いただきますが、要因あるいは等々をめぐって活発な確認が行われました。

以上、内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

4点目、佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、あわせて案件（3）として出されておりました、クリーンセンター手数料の改定について、保険環境課担当者より説明を受け、調査を行いました。

内容につきましましては、ごみ袋の区分の特小という小さいものを新設すると。手数料が20円の袋をつくりますということです。これの実施は、来年の令和8年7月1日予定でございます。

直接持込みのごみ手数料を改定すると。現行10キロまで40円を、30キロまで300円に改定する、30キロ超10キロごとに100円ということで引き上げるということでございます。

ただし、当面経過措置として、2年間は240円ということで対応する。これも実施は来年の7月1日予定でございます。

あわせて、紙おむつの無料回収を来年の7月1日から実施するということが説明されました。こうした内容について、この12月議会に提案があるという予定であります。内容について確認し、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

そのほか、付随して、国民健康保険税率改定の考え方について、あるいはクリーンセンター手数料の改定について（2）（3）ということでありました。

案件（4）の辺地総合整備計画策定についてということで、税財政課から説明を受けました。

冒頭、税財政課長より、辺地総合整備計画策定の案件で所管事務調査をお願いしている。今回は、まず辺地について、その概要の説明を行い、今回の委員会で確認をし、年明け1月から2月にかけての委員会で、辺地総合整備計画策定についての実際の計画の内容の調査をお願いしたいという説明があり、議案につきましては3月の定例会で予定したいという旨の報告を受けました。

続いて、税財政課担当者より、概要以下のような説明を受け、調査を行いました。

まず、辺地総合整備計画策定について、辺地についてということで、辺地法という法律があるようですが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律ということです。

目的が、辺地とその他の地域とのあいだにおける住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、当該辺地の公共的施設の計画的な整備について、財政上の特別措置が定められている。

辺地の定義。辺地とは、交通条件の諸条件に恵まれない山間地や離島、その他のへんぴな地域の中で、住民の数等の要件があります。辺地の要件として、人口要件としては、地域の中心を含む5キロ平方メートル以内の面積の中に50人以上の人口を要すること。また、へんぴな程度の基準を示す辺地度数というのがありまして、100点以上であることが要件。辺地度数についても、ちょっと口述いたします。

財政上特別な措置が受けられる公共的施設とは、次に掲げる施設ということで、道路や学校などがあります。

総合整備計画について、総合整備計画とは、公共的施設の整備事業を実施しようとする際に策定するもので、議会の議決が必要となっていると。まず、計画書案を県に提出し、内容について協議を行う必要があると。

財政上の支援措置については、辺地対策事業債というものを充当することができる。充当率が100%になっており、交付税措置で80%が補填されるということでありました。

佐々町における適用としては、町内における辺地は大茂、江里地区だけという状況でございます。概況は、辺地の人口が81人、面積が4.5キロ平方メートル、点数が103点と、辺地の要件を一応満たしているということでありました。

大茂、江里辺地総合整備計画策定の目的は、令和7年度から令和8年度に実施予定の江里町内会集会所屋根外壁改修工事の財源として辺地債を活用したい。事業内容は、令和7年度に実施計画を策定し、9月補正において歳出予算を計上済みでございますが、令和8年度に屋根外壁改修工事を実施する予定と。

今後のスケジュールとしては、総合整備計画と算定表を県に提出し、確認を受けたあと、3月定例会に計画を上程するという説明でございました。

委員会としては、継続調査として終了しております。

その他報告として、佐々町組織規則の一部改正について、2番目が町有施設の事故に関する和解及び損害賠償について、3番目が子ども・子育て支援金制度について、4番目が定額減税補足給付金（不足額給付）について、5番目が個人住民税電子申告について等の報告を受けております。

以上で、11月の総務厚生委員会の報告を終わります。

以上でございます。

（総務厚生委員長 永田 勝美 君 降壇）

議 長（川副 剛 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。
7番。

（産業建設文教委員長 横田 博茂 君 登壇）

産業建設文教委員長（横田 博茂 君）

産業建設文教委員会委員長の横田です。所管事務調査の報告をいたします。

2回にわたって行っております。長くなりますが御了承ください。

開催日時、令和7年11月13日木曜日、出席委員は5人全員です。

所管事務調査の案件は、（1）庁舎建設事業について、庁舎建設室より。（2）その他の2件でした。

（1）庁舎建設事業について、庁舎建設室。

旧庁舎解体後の2工区及び3工区の今後の整備について、開発行為の変更を県へ行う必要があり、あわせて建築確認の変更申請も必要となるとの説明がありました。これらの申請に一定の期間を必要とするため、2工区、3工区の整備方針について確定させ、開発行為の変更等を含め早急に設計を固め、設計・施工を進めたいということでした。

当初計画からの大きな計画変更点として3点の説明があり、当初の計画時点からすると、どうしても物価高騰の影響は避けられず、全体として継続費の予算の範囲内に収めることを優先的に考え、事業費を抑えられる部分の検討を重ねてきたとの説明を受けました。

また、スケジュールについて、令和8年度末までかかる見込みではあるが、都度、議会への説明などを行いながら、事業を円滑に進めていきたいとのことでした。

委員から、寄付き駐車場の利用方法についての確認があり、執行からは、障がいを持たれている方だけではなく、妊婦の方や小さな子どもさんを連れた方なども使えるような運用を考えたいとの回答がありました。

また、予算枠に収めるための削減目標についての確認があり、執行からは、残っている予算の枠内に確実に収まることを優先に考えているので、現時点で詳細な削減目標ということを申し上げる状況にないという回答がありました。

この案件については、委員会としては継続調査といたしました。

続いて、開催日時、令和7年11月26日水曜日、出席委員は5人全員です。

所管事務調査の案件は、（1）第7次総合計画後期計画・第3期総合戦略の策定について、企画商工課、（2）学校給食費の公会計化について、教育委員会、（3）庁舎建設事業について、庁舎建設室、（4）その他。

その他報告（1）令和7年災農地等災害復旧事業の繰越について、農林水産課、（2）農業体験施設について、農林水産課、（3）令和7年度公共土木施設災害復旧事業の繰越について、建設課、（4）官製談合に伴う違約金の請求について、建設課及び教育委員会、（5）千本公園プールについて、教育委員会、（6）埋蔵文化財に係る試掘調査について、教育委員会、（7）子ども議会の開催について、教育委員会、（8）町有施設の事故による和解及び損害賠償について、企画商工課、（9）その他の、所管事務調査4件、その他報告9件でした。

（1）第7次総合計画後期計画・第3期総合戦略の策定について、企画商工課。

意見等の集約として、計4回の総合計画審議会と庁舎内における政策推進会議及び課長会、

それから、広く住民の意見をいただく機会としてパブリックコメントの実施も予定しているとの説明を受けました。

現在のまちの将来像として「暮らしいちばん！住むならさざ」を掲げているが、内部では変更することも含めて検討を重ねてきた。ただ、住民にもなじんでおり、そのまま使っていく方向で現在進めているとのこと。

また、将来人口の目標として、前期計画の時点では、人口がまだ少し伸びているような傾向があり、2025年の人口を約1万4,000人で推計していたが、現在約1万3,800人となっている。当初、2030年の目標を1万3,900人と掲げていたが、今回の国勢調査の状況を見ても、少し下方修正の検討が必要と考えているとの説明を受けました。

委員から、町長が変わったのだから、まちの将来像についても新町長のカラーを出したほうがよくないかとの確認があり、執行からは、事務局としても変えることを含めて協議を重ねてきたが、最終的には町長の意向としても、このままの将来像でいいのではという考えがあったとのことでした。ただ、町長が力を入れていきたいと考えている事業については、重点的に取り組まれるように示していきたいとの回答でした。

この案件については、委員会としては継続調査といたしました。

（2）学校給食費の公会計化について、教育委員会。

令和8年度の2学期からの導入を目標として、関係する条例案を3月議会で提案したいとの説明を受けました。食材の調達については、主食や加工食品、調味料、生鮮食品などで、それぞれ調達方法を分けて行うとのことでした。また、イチゴなどの旬の地場産品などについては、個別に発注を行う考えであるという説明を受けました。

なお、給食費は私債権であることから、今回、債権回収事務を円滑に進めるためのマニュアル（案）をまとめており、業務フローに従って進めていきたいとの説明を受けました。

委員から、給食センター建設に関する確認があり、執行からは、まちの教育の全体像を見た中で、建設は最優先事項と考えている。老朽化した施設の中で、様々な費用の負担も出てくるのが予想され、課題はたくさんあるが、住民の皆様に協力や理解をいただきながら着工に向けて努力していきたいとのことでした。

この案件については、委員会としては継続調査といたしました。

（3）庁舎建設事業について、庁舎建設室。

解体を進める中で、現場の状況で変更が出てきており、大きな変更としてアスベスト関連の追加がある。検査結果により2か所からアスベストが検出されているが、アスベストに関する対応が進まないと次の作業ができないということもあり、予定より若干遅れている状況であるという説明を受けました。

委員から、アスベストが含まれていることは事前に想定ができなかったのかという確認があり、執行からは、旧庁舎が増改築を繰り返しており、現地調査をした結果、建設年度が違った材料が出てきたため、現在の制度としては調査をしなければならないという回答がありました。

この案件については、委員会としては継続調査といたしました。

（4）所管事務調査のその他。ありませんでした。

その他報告（1）令和7年災農地等災害復旧事業の繰越について、農林水産課。

8月9日から11日の大雨によって被災した、古田地区の災害査定が令和7年11月19日から20日の2日間において行われ、採択されたとの報告がありました。

ただ、標準工期として90日が必要となり、今後の入札、契約となると年度内完成が難しい状況であることから、12月議会において繰越しの承認を行いたいという説明がありました。

委員会としては、報告を受けました。

その他報告（2）農業体験施設について、農林水産課。

維持管理費が大きな問題となっており、継続して町で運営していくため、これまで5名体制

で運営していたところを、令和8年度以降については3名体制にしたいという報告がありました。また、民間事業所等による運営の検討として、障害者福祉施設など、現施設の特性を生かした農業生産ができるような事業所がないか、情報を収集している状況であるとの報告を受けました。

委員から、2名削減した場合の経費削減についての確認があり、執行からは、約760万円の減で試算をしているとの回答がありました。また、今後のビジョンが明確になっていない中で、経費削減が人員の削減だけの問題ではないのではないかという確認があり、執行からは、まず歳出を抑え、運営を継続しながら引き続き研究していきたいという回答がありました。

委員会としては、報告を受けました。

その他報告（3）令和7年度公共土木施設災害復旧事業の繰越について、建設課。

大雨による被災した2か所について、令和7年10月28日から29日に災害査定が実施された。2件とも災害として採択され、国庫補助を受けられることになった。

ただ、年度内完成に向けた標準工期の確保ができないことから、繰越しをお願いしたいとの説明がありました。

なお、江里川については、左岸側は災害復旧事業の採択要件を満たさなかったため、起債事業で対応するとの報告がありました。

委員会としては報告を受けました。

その他報告（4）官製談合に伴う違約金の請求について、建設課及び教育委員会。

まず、建設課のほうですが、令和6年度松瀬団地（A B棟）給水管改修工事について、工事請負契約書に基づき、違約金の請求を行うこととしているとの報告を受けました。規定に基づき、工事請負額の10分の1を受注者である株式会社 山龍に請求する。

なお、この工事は国庫補助事業であるため、違約金に係る補助金の返還が今後発生する見込みとなっており、現在、長崎県を通して国と返還の事務を進めている。また、町債を借り入れていることから、補助金と同様に繰上償還が発生する見込みであるとの報告を受けました。

次に、教育委員会のほうですが、工事名は、令和6年度図書館照明LED化工事で、建設課と同様、違約金の請求を行うこととしているとの報告を受けました。こちらも工事請負額の10分の1を受注者である株式会社 春本工業に請求する。

なお、教育委員会のほうは補助事業ではないということで、起債の繰上償還だけが発生する見込みであるという報告を受けました。

起債の借入れについては、税財政課のほうで事務を行っていることから、税財政課担当者から説明を受け、繰上償還の日程は定められていて、現時点では令和8年3月の繰上償還を想定しているが、1月までに違約金の収入と国庫補助金の返還の支出が完了したあとでなければ、借入先との償還の手続が開始できないとの説明がありました。

委員会としては報告を受けました。

その他報告（5）千本公園プールについて、教育委員会。

建築から43年経過していることから、施設の至るところで老朽化が進んでおり、特に配管部分が大きく損傷していることから水道料金が増えている。入場者も年々減少しているとの報告を受けました。

委員から、プールの老朽化に伴う存続の必要性について確認があり、執行からは、小学校・中学校のプールの状況も踏まえて、全体的にこのプール事業ということについて検討する時期にきていると認識はしているという回答がありました。

また、プールを残す判断の可能性について確認があり、執行からは、先進地区では学校の水泳の授業を民間委託するという事例もあることから、10年後、20年後の教育環境ということを踏まえて方針をつくり、報告できればと考えているとの回答がありました。

委員会としては報告を受けました。

その他報告（6）埋蔵文化財に係る試掘調査について、教育委員会。

文化財保護法に基づく掘削を伴うような開発行為を計画している場所が、埋蔵文化財の包蔵地に該当しているかどうかを確認する必要があるとの説明を受けました。今回の開発の1か所は、分譲住宅と戸建て住宅の38戸の住宅建設であり、口石小学校の裏手に位置している道芽木遺跡の隣接地となっている。また、1か所はアパート1棟の開発計画で、小浦免にある宮ノ前遺跡内ということになっているとの報告を受けました。

委員から、試掘調査に係る調査費用の町費負担について確認があり、執行からは、試掘調査の段階では、文化庁において全額公費で負担するというふうに規定をされている。そこに遺跡があると認定をされて本格調査に進んだ場合に対する費用は、原因者負担ということで、開発事業者が負担することとされているとの回答がありました。

委員会としては報告を受けました。

その他報告（7）子ども議会の開催について、教育委員会。

開催の時期としては、令和8年2月15日、日曜日の午前中で、会場は本会議場を想定している。参加者は、両小学校から2名ずつの小学生4名、中学生4名、それから清峰高校の高校生3名という参加者で考えているとの報告を受けました。

委員から、当日の動画配信について確認があり、執行からは、議会事務局とともに十分話をして、技術的な問題とか今後協議は重ねていきたい。個人情報等もあり、実際に参加する子どもたち、それから保護者の承認をいただいた上で、可能かどうか考えていきたいとの回答がありました。

委員会としては報告を受けました。

その他報告（8）町有施設の事故による和解及び損害賠償について、企画商工課。

これについては、先ほど報告がありましたので省略させていただきます。

委員会としては報告を受けました。

以上の調査を行いましたので、詳細については議事録、資料等を御覧下さい。

これで、産業建設文教委員会の報告を終わります。

（産業建設文教委員長 横田 博茂 君 降壇）

議 長（川副 剛 君）

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第5、委員会報告を終わります。

しばらく休憩します。

（11時33分 休憩）

（11時34分 再開）

— 日程第6 一般質問（中川 由美恵 議員） —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、5番、中川由美恵議員の発言を許可します。

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

こんにちは。5番、中川由美恵でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずはじめの質問です。防災対策・要配慮者支援について。

今月12月8日に青森県東方沖を震源とする地震が発生しました。近年は九州でも地震が続いているほか、台風や集中豪雨による水害、土砂災害など自然災害が各地で相次いでおります。佐々町においても、いつ同じような災害が起きても不思議ではなく、いつ起きてもおかしくないという状況にあると強く感じています。

こうした危機意識を踏まえて、町民の命と生活を守るためには、課題を認識しておくことが重要であると思います。

災害時はただでさえパニックに陥りやすく、冷静な判断が厳しい場面が想定されます。その中で高齢者の方、発達特性のある子ども、障がいのある方など、支援を必要とする要配慮者への対応は極めて重要です。だからこそ、事前の計画、実際に避難訓練を行うことは欠かせません。

そこで、1つ目の質問です。佐々町は、災害時の避難訓練計画の予定がえられるのか。その中に高齢者、発達特性を持つ子ども、障がいのある方へ向けた避難訓練計画が含まれているのかをお尋ねします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

現時点では、対象を絞っての計画はございませんが、将来的に総合防災訓練の実施を考えておりますので、その際には高齢者、発達特性、障がい者の方の避難を含んだ計画を策定し、訓練を実施したいと考えております。

また、訓練を実施していろいろな課題があると思いますので、発達特性や障がい者の方の避難上の問題を解決するため、避難訓練を早期に実施できるよう努力してまいりたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

避難訓練は、災害の備えでとても大切で重要だと思っております。要配慮者への計画はぜひ対応していただきたいと思っております。

では、この点を踏まえて次の避難所での支援、対応についてです。

大きな音、光などの恐怖、家族以外の方との生活で混乱される方や、環境の変化に強い不安を持たれる方、特別な配慮を必要とされる要配慮者の方がおられます。本人だけでなく、御家族からも避難したら迷惑になるのではないかと、どこまで支援をお願いできるのかといった声を伺っております。こうした不安を安心に変えていくためには、事前の準備と適切な体制が必要です。

そこで、次の質問です。要配慮者への避難所での支援、対応についてどのようなお考え、取組がえられるかをお伺いします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

災害対策本部設置時の事務分掌について、現在、高齢者以外の要支援者を担当する「第1要支援者支援班」、それから高齢者を担当する「第2要支援者支援班」があり、それぞれ多世代包括支援センターの職員が、避難行動要支援者の避難支援や避難所での健康管理などにあたることとなっております。

要支援者の方も、まずは開設した避難所へ避難していただくこととなりますが、開設した避難所での生活が難しい方がいらっしゃった場合には、現在の防災計画には記載はありませんが、別の施設を要支援者向けの避難所として開設し、避難していただくことも今後検討させていただきたいと思っております。

議 長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

町のお考えをお聞きいたしまして安心いたしました。避難所での支援、対応においては、プライバシーや生活面への配慮など、そして、女性の視点も非常に重要だと思っております。支援を行う側に女性が関わり、女性の意見が反映される体制づくりも今後ぜひ検討していただきたいと思っております。

次は、防災対策最後の質問です。

食物アレルギーについては理解もされてきていますが、災害時の食物アレルギー対応は、まだまだ課題が指摘されています。避難所でアレルギー対応食が不足し、水やお茶しか口にできなかった事例もあり、誤食の不安もあります。食物アレルギーは命に関わる問題であり、災害時にはそのリスクが更に高まります。

そこで、佐々町では食物アレルギー対応食の備蓄状況と、その管理体制についてお伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

総務課長に答弁させます。

議 長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

御質問にありました備蓄品の状況でございますが、食料品につきましては、アレルギー特定原材料28品目不使用のもので、アルファ化米の五目ご飯、味付け飯など2,400食分を備蓄しております。消費期限が近づいてきたものにつきましては、フードドライブ等を活用し、無駄が生じないように入替えを行っているところでございます。

議 長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

28品目クリアした備蓄食があると聞き安心いたしました。しかし、備蓄食が2,400食で佐々町の人口が約1万4,000人であり、最低でも3日間の備蓄が望ましいと通常言われております。それを踏まえると、数が十分ではないように感じます。これはあくまでも私の意見ですので、御答弁は不要です。

では、次の質問に移ります。特別支援学級についてです。

特別支援学級の児童生徒とは、知的障害、肢体不自由、病弱、難聴、言語障害、自閉症、情緒障害があり、障害によって学習や生活上の困難を抱える児童生徒が在籍する学級です。

近年、全国的に在籍する児童生徒数は増加傾向にあり、2013年から10年間で約2倍に増加しています。そして、2024年から2025年、2年間でも増加していると言われております。

文部科学省は、特別支援学級について「学びの場の適正な運用と、一人一人に寄り添う合理的配慮の両立が重要である」と示されていて、2024年4月からは障害者差別解消法の改正により、公立学校において、合理的配慮の提供が法的義務となりました。

また、長崎県における特別支援学級のクラス編成は、障害の種類や発達段階、教育的ニーズに応じて編成することが基本とされています。

こうした全国的な状況や、県の方針を踏まえた佐々町の特別支援学級についての見解をお伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

特別支援学級の在籍児童生徒の増加については、十分認識をしております。2007年の学校教育法施行令の改正により、就学先決定に保護者の方の意見聴取を義務づける規定が導入されまして、それまでの単なる医療的・障害の程度だけでの振り分けから、保護者の方の意思を制度的に反映する仕組みになったことにより、特別支援学級の在り方が明確になり、増加の傾向が示されていると認識しております。

佐々町におきましては、包括支援センターにおける子育て相談などの充実や特別支援学校によるセンター機能の充実によって、お子様の早い段階からの発達支援がなされており、特別支援学級に対する認識が幅広くなされており、進んでいるという印象を持っております。

その意味からも、特別支援学級の児童生徒が多いことは、それぞれのお子様の特性に関心をもち、お子様に応じた教育を望まれる保護者の方が多くいらっしゃるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

5番。

5 番（中川 由美恵 君）

今、教育長のお話、佐々町の理解をお聞きいたしまして、御理解をいただけているところが理解できました。

あと、保護者の方々がとても熱心だということを理解していただいていることは、とてもうれしく思っております。

次の質問です。現在、口石小学校、佐々小学校、佐々中学校、3校の特別支援学級は、知的・情緒・病弱とあり、あと通級指導教室が各学校設置されていると認識しております。

その学級に在籍する場合は、保護者が教育委員会へ入級承諾書を提出し、決定されると、個別の指導計画書作成や合理的配慮などの責務が明確に適用されることになります。

一方、発達障害に近い傾向はあるが、医学的診断基準を満たしていない子ども、若しくは保護者が障害として受け止めに至っておらず、医療機関に結びついていない子どもがいます。特別支援学級・通級指導教室どちらにも在籍しておらず、交流学級、いわゆる通常学級で生きづらさを感じながら学校生活を過ごし、友達ともトラブルになっている子どもたちがいると聞いています。

こうした状況を踏まえて、3校の教室設置状況と特別支援学級と通級指導教室に在籍する児童生徒、どちらにも在籍できていない児童生徒数をお伺いいたします。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

本町の特別支援学級の児童生徒数、それから学級数についてでございます。

まず、小中学校合わせてという数字になりますが、知的障害学級で4学級20名、自閉症・情緒障害学級で7学級45名、病弱学級で3学級4名が在籍をしております。

特別支援学級の定数、1学級に最大8名までという標準法の規定がございますので、8名以上になると2クラスという認識になりますが、本年度の特別支援学級14学級あるうちに、9名とはいかないまでも、6名から8名という学級が7学級ありまして、1人の特別支援学級の担任の先生が担当するには、非常に負担が多い学級が7学級あるという認識をしております。

また、自閉症・情緒障害等の配慮が必要であるものの、通常学級に在籍している児童生徒の皆さんの中で、週1回以上通級による指導を行う学級を、先ほど議員御指摘のように通級指導教室と申しますけれども、その通級指導教室、小中学校それぞれ1学級ずつございます。合計3学級で72名が所属をしている、週1回指導を行っているという状況でございます。

その通級児童生徒のお子様も含めて、通常学級に所属する児童生徒のうち、教職員が、実際に教職員の判断で見て、配慮及び支援が必要と思われる児童生徒数を10月に調査をしましたところ、合計で242名在籍をしているという状況でございます。これは、全体の17.65%でございます。

2022年の文部科学省の調査では8.8%となっており、およそ倍近い割合となっているところです。35人のクラスでおおよそ五、六人は特別な支援が必要と見られる児童生徒という認識をしておるところです。

以上です。

議長（川副 剛 君）

5番。

5番（中川 由美恵 君）

今、お話の数字を聞いてみてすごく驚いているのは、やはりどちらにも在籍をしていない子どもが、このような形でたくさんいるのかというのを非常に驚いております。

私の子どもが在籍していた時代も、それを考えますと明らかに人数が増えている現状がよく理解できました。

次に、その特別支援学級を支える支援員の配置ですが、特別支援学級は1クラス8名以下となっておりますが、3校それぞれにおいて、現在の支援員は何名配置されているのかお伺いいたします。

議長（川副 剛 君）
教育長。

教育長（富野 毅 君）

本町において、特別支援教育支援員として配置をしております数が、小学校5名、中学校2名でございます。そのうち両小学校には児童数に応じた人員の配置を行っております。

また、小学校には、このほかに低学年児の学習・生活の支援業務等として、学習・生活支援員を3名配置をしております。

特別支援教育支援員の仕事内容が、御存じのとおり発達障害を含む障害のある子どもたちを適切に支援する、教員では手が届かない子どもに対する安全確保や学習支援、介助などを行うことをごさしまして、特別支援学級、通常学級にかかわらず対応することとなっております。以上です。

議長（川副 剛 君）
5番。

5番（中川 由美恵 君）

今、御説明いただいた支援員体制で実際の学校現場状況を考えたとき、先ほど教育長がおっしゃっていた、どちらにも在籍をしていない子どもたちがこれだけ人数がいる中で、そちらの支援のほうに回られているという現状があると思います。

その学校現場状況を考えたときに、その人数で十分であるお考えでしょうか。

議長（川副 剛 君）
教育長。

教育長（富野 毅 君）

特別支援教育支援員は実態に応じて配置をすることとしております。国からの補助というものも若干ならございますが、佐々町においては、非常に国の基準以上の配置をしている状況ではございます。

ただ、実情から考えますと、この佐々町の学校規模、それから学校の状況、一クラス当たりの人数等を踏まえると、まだまだ十分ではないという認識はしております。

以上です。

議長（川副 剛 君）
5番。

5番（中川 由美恵 君）

私も保護者も教員も指導員も、皆様同じお気持ちだと思います。

次は、支援の質に大きく関わる情報共有についてです。

特別支援学級に在籍する児童生徒の中には、交流学級で学ぶ時間を持つ子どもたちもいて、その際には特別支援学級担任、交流学級担任、支援員が共通理解を持つことが重要だと思います。

そこで質問です。3校において特別支援学級担任、交流学級担任、支援員のあいだで情報共有は適切に行われているのかをお伺いいたします。

議長（川副 剛 君）
教育長。

教育長（富野 毅 君）

各学校におきましては、特別支援学級の担任と、それから交流する通常学級の担任、それから特別支援教育支援員の情報交換ということは、本当に重要性があるという認識の下で、積極的に行っているという報告をいただいております。

1日に何回も打合せをしたり、情報共有をするということもあるようです。特別な支援が必要な児童生徒の皆さんは、その日その日の様子によって状況が異なることもありますから、支援員や担当教員が定期・不定期にかかわらず情報共有を行っているところです。

以上です。

議長（川副 剛 君）
5番。

5 番（中川 由美恵 君）

情報共有は、子どもたちの安心、支援の質を左右する重要な要素だと思います。一人一人の児童生徒に寄り添った丁寧な情報共有が行われるように取組をお願いいたします。

次は、学校と保護者の関係ですが、支援体制が十分でない、そのしわ寄せが保護者に及んでいるケースがあると感じております。

現在、一部の学校で、学校側から保護者に対して、我が子の付添いのサポート依頼があると聞いています。サポートに入る保護者は、仕事をすることができない状況に置かれ、また、学校内で事故やトラブルが起きたときの責任や補償についても明確ではないとの声があります。

特別支援学級の児童生徒にとって、母子分離は、自立や社会性を促すためには不可欠にもかかわらず、その機会を失っている課題もあり、我が子以外の児童生徒を対応することで大きな責任を感じているという声も聞いています。

これらの状況を捉えて、学校と保護者の関わり方は適切であるのかをお伺いいたします。

議長（川副 剛 君）
教育長。

教育長（富野 毅 君）

特別支援学級の児童のうち、朝から一緒に登校していただき、午前中だけ見守っていただいたり、給食やお昼休みまで付添いをしていただいている保護者がいらっしゃるということについては、重々承知をしているところでございます。

学校の教員が支援員の支援を受けて、児童一人一人の特性に合わせて教育を施すことが大切であると、学校のほうも私自身も感じているところではございますが、集団生活を行う学校の中では、先ほど申し述べた支援を必要とする児童生徒の比率を考えた場合に、非常に難しい部分もございます。そういった意味で、保護者の御協力を仰がなくてはならない場面もあるということも事実ではないかというふうに考えております。

お子様の発達段階と学校のカリキュラムを鑑みた場合に、保護者の付添いをお願いする場合は、担任と保護者とで連携を取りつつ、無理のない範囲で最適な教育効果が図れるような協力体制をお願いすることもあるのではないかと考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

5 番。

5 番（中川 由美恵 君）

学校教育において、保護者が関わることを否定するものではありません。それが前提となり、日常的な支援を保護者の負担に委ねる形になることは、学校や保護者双方にとってよいことではないと思っております。今後は、協力役割分担のバランスが取れ、支援体制となるようお願いをしたいと思います。

次は、担任と支援員の役割についてです。

特別支援学級担任は、個別の支援計画作成や学級経営など、教育の中心的役割と責任を担っていて、一方支援員は、学習や生活面での支援と安全確保などを通して、学校生活を支える役割と認識しております。

現在、担任と支援員の役割体制は双方に過度な負担が生じることなく、適切な体制だと思われるのかをお伺いいたします。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

担任と特別支援教育支援員の役割と体制ということにつきましては、十分ではないということが正直なところかなというふうに思っております。

先ほど御紹介あったように、支援員は教員と違いまして、単独で学級担任との授業を引き継いだり、授業そのものをすることはできません。あくまで集団で学んでいる児童生徒の中で、支援が必要な児童生徒の支援に従事する役割というふうに認識をします。

現在、週30時間の勤務体制で特別支援教育支援員のほうは配置をしております。1日6時間の勤務ということで、それ以外の部分については、担任が全て賅っているという状況でございます。

次期学習指導要領の改定が現在進められておまして、その中の論点整理の中にも、多様性を包摂する教育という言葉がございます。教員がその多様性を包摂する教育ということを考えにシフトを進めていくことが一つの方向性。それから、もう一つの方向性として、人的支援の配置を進めていくということがもう一つの方向性。あわせて保護者の方、それから地域の協力体制をまた進めていくということも一つの方向性。そういったことを包括的に考えながら、一人一人の子どもに適応・対応できるような教育体制を進めていければなというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

間もなく12時になりますが、5番議員の一般質問が終わるまで続けます。

5番議員、続けてください。

5 番（中川 由美恵 君）

今、教育長のお話の中で、昔とは違う教育体制が今変わるべきところにあるというような理解を私の中でいたしました。担任と支援員が無理なく役割を果たせる体制が一番重要だと思います。負担軽減体制づくりに向けた取組が、今以上に行われることを強く希望いたします。

質問を続けさせていただきます。最後の質問です。特別支援学級では、スクールカウンセラ

一、スクールソーシャルワーカー、医師、心理師など、そのほかの専門家と連携することが児童生徒一人一人に応じた支援が可能となるとともに、担任や支援員の負担軽減につながると思います。3校では、こうした外部専門家との連携は十分に取れているのかをお伺いいたします。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談機能ということで、話を聞いていただく体制ということは整っていると認識をしております。

ただし、本当に時間的な制約、県からの派遣ということでございますので、時間的な制約が非常に大きいところがございます。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員については、县市町村教育委員会、教育長会等の要望事項の中にも述べさせていただきながら、県に強く要望して、できるだけ多くのカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの配置がなされるよう続けてまいりたいと思っております。

本町では、地域包括支援センターというすばらしい組織がございまして、子育て支援について保健師を中心に、子ども一人一人に細やかに支援する体制ができているということが、本当に佐々町の誇りかなというふうに思っております。

また、学校はこの包括支援センターを中心に、外部専門家との連携を図っているという状況がございます。

あわせて、佐世保特別支援学校が特別支援に関する地域のセンター機能を果たしておりまして、教職員に対して助言等を行っているということも多々あると存じております。そういったことを活用しながら、よりいい専門家との連携を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

5番。

5番（中川 由美恵 君）

教育長のお話の中で、地域包括支援センターのお話が出ましたけれども、私事ですが、私も実際、私の子どものことで大変お世話になりました。そこで、精神的に親の負担軽減をしていただいたりとか、子どもが次の段階に移るといときの支援、支えというのを非常に強くしていただきました。その包括支援センターに御相談に行ける保護者さんは、すごく守られる環境にあられます。ただ、そこまでたどり着いていない保護者、子どもたちがまだまだたくさんいると思っております。連携が十分であれば、支援の質の向上や支援員、教員の負担軽減にもつながると思います。十分な連携を滞らないように今後も周知していただいて、つなげていただきたいと思います。

これまで特別支援学級について質問させていただきました。その中で共通して見えてきたのは、子ども一人一人に丁寧な支援が求められる一方、学校現場に大きな負担がかかっているという現実です。

現場の負担が軽減されなければ、子どもたちへ十分な支援につながらないという課題が見えてきました。こうした課題をより具体的に把握するために、3校の特別支援学級教員と支援員を対象にアンケートを実施いたしました。

実施に当たり御協力いただいた教育長をはじめ、教育委員会の皆様と貴重な御意見を寄せてくださった現場の皆様にご心より感謝申し上げます。

アンケートでは、支援員が足りないと感じている声が9割以上に上り、保護者のサポートは助かるが、一方課題があること、また、業務の多忙から情報共有の時間が取れないという声も寄せられています。これらの現場の声を大切に受け止め、行政・学校・地域が連携し、支援対策の充実と働きやすい環境づくりにつなげることを求め、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（川副 剛 君）

以上で、5番、中川由美恵議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（12時06分 休憩）

（13時10分 再開）

— 日程第6 一般質問（井上 智恵美 議員） —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により、4番、井上智恵美議員の発言を許可します。
4番。

4番（井上 智恵美 君）

皆さん、こんにちは。4番、井上智恵美です。今回の一般質問では、こども参画まちづくりを視点に3つの質問、提案をさせていただきます。

まずはじめに、こども参画まちづくりとは、社会の構成員として子どもたちが、町の課題解決や魅力向上の活動に主体的に関わることです。単に大人のお手伝いをするのではなく、子ども自身の目線で町の現状を考え、話し合いに参加し、計画立案や実行に加わることで将来を担う子どもたちの視点を取り入れ、地域の持続可能性と子どもの生きる力や未来を見据えたまちづくりを育む取組です。

佐々町にとっては、担い手不足の解消や新しい視点での活性化につながることで、子どもが町に定着するきっかけとなり、Uターンや移住の可能性も高まるといったメリットがあると思います。

そこで、私は人口減少が懸念される中でも、2年連続、街の住み心地ランキング長崎県1位の佐々町が、もっと住み心地のよい町になるように、また地域の一員として子どもたちにもっと佐々町に興味を持ってもらえるように、子どもたちが自分の町は自分でつくる、町は自分たちで変えることができる、そんな当事者意識を持ってまちづくりに参加できるように、そして、まちづくりが地域ぐるみの活動へと発展していけばと思います、今回の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の全天候型遊び場設置に向けてです。

これは、以前から町民の方より「室内遊び場が欲しい」との声が上がっており、町長も所信表明時に、屋根つき広場の設置をしたいとおっしゃっていらっしゃいました。

また、ほかの議員の方も一般質問で上げていらっしゃったことです。私も全天候型遊び場は、少しでも早く佐々町にもあったほうが良いと思っています。

そこで、この施設設置に向け、まず実際に利用するであろう子どもたちの意見を聞いてみて

はどうでしょうか。子どもたちの意見を聞いておけば、あとから思っていた施設とは違ったなどの理由で、利用者が増えないなどの懸念を取り除くことができるのではないかと思います。

また、実際に体験した子どもたちが、また行きたいと思わなければ、何度も足を運ぶことはなく、逆に子どもたちが行きたいと思えば、親は多少遠かったり費用がかかるとしても利用してくれるのではないかと思います。

そして、小さい子どもが安全に遊べるようなつくりにしておけば、お年寄りの方もまた安全に過ごせる場所になると思います。

しかし、一から施設をつくるのでは多額の費用がかかってしまうので、まずは、今ある施設の一部に室内遊び場をつくるようにすると仮定し、どこだったら行きやすいか、どのような遊具などあれば行きたいと思うか、そこでどんなことをして遊びたいかなど、子どもたちの視点で率直な意見を聞ければいいのではないかと思います。

天候にかかわらず、お休みの日に家族で過ごせる施設をつくれなんでしょうか。また、そこに子どもたちの意見も取り入れ、全天候型遊び場の設置を検討していただけないでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

今、議員からおっしゃったのは、子どもたちからの意見を聞いて進めたらどうかということでお話がありましたけど、実際するにあたっては、子どもさんから高齢者の方を対象に、いろんな意見を聞きながら進めていきたいと思っているところなんですけど、何せ財源がないという状況の中で、非常に困っている状況でございます。

やりたいのはやまやまなんですけども、ほかの施設の統廃合とか、LED化とか、それを進めないといけないという状況の中で、どれを優先すべきかというようなことで悩んでいるという状況です。

議員御提案の全天候型の遊び場につきましては、私も公約の中で、子どもから高齢者まで利用できる屋根つき広場の建設ということで掲げております。

近隣では、佐世保市に屋内型アスレチック施設「メリッタKid's SASEBO」や商業施設がございますが、まだ足りていない状況だというふうに思っております。

町内に天候に関係なく遊べる場所があれば、親御さんの負担軽減につながり、保護者、子ども同士の交流のいい機会になると考えます。

また、近年は、夏日の増加による熱中症リスクや様々な事故、犯罪に巻き込まれるリスクなどがある中で、安全に遊ぶことができる場所は、年々ニーズが高まっているものと思いき、私も9年前から考えているところです。

一方で、そのような場所を設置する上で課題となりますのは、まず建設費や維持管理費、空調設備の有無、安全対策などがあげられると思います。まずは活用できる補助金がないか、既設の公共施設の維持との関係もありますので、長期的に維持可能な施設となり得るのかなど、様々な角度から検討し、判断していきたいと考えているところです。

議 長（川副 剛 君）

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

先ほどの財源がないということで、それは重々承知の上ではあるんですけども、佐々町として運営をしていくのが難しいということであれば、民間委託とかっていうことで検討のほう

はできないでしょうか。

議長（川副 剛 君）
町長。

町長（濱野 互 君）

民間の方がメリッタKid'sのように投資していただければありがたいですけれども、人口規模を見ますときに進出していただけるのかどうかというところが懸念します。

あと、私も高齢者の方、それから若い親御さんたちにちょっと、でんでんパークでお聞きしたことがあるんですけども、お聞きすればあったほうがいいってほとんどおっしゃるんですけども、こちらの行政側として、やはり財源をどこから持ってくるのかというのが一番のネックかなと。非常に実現したいのはやまやまでございます。どうぞ御理解のほどをお願いしたいと思います。十分に検討してまいりたいというふうに思います。

議長（川副 剛 君）
4番。

4番（井上 智恵美 君）

町長のお気持ち重々受け取りました。ありがとうございます。

一番いいのは、佐世保市のメリッタKid'sのように大きな規模の施設ができることですが、なかなかやっぱり資金面などからも難しいと思います。しかし、天候にかかわらず家族で楽しく遊び過ごせる場所、雨でも夏の暑い日でも、子どもたちが思いっきり体を動かせる場所があるというのは、とても大切なことだと思います。

また、体を動かせる場所が必要なのは、子どもに限らず年配の方も同様かと思います。今回は、こども参画の視点から提案をさせていただきましたが、先ほど少しお話ししたように、民間に委託し大きな施設にするなど、様々な観点から御検討いただき、どんな形でも一日でも早く全天候型遊び場が佐々町にできるのを願っております。

全天候型遊び場については、以上となります。町長ありがとうございます。

続きまして、夏祭りについてです。

私も毎年楽しみにしております佐々町の夏祭りですが、少しずつ縮小傾向にあるのではないかと感じております。昨年は、残念なことに花火も上がりませんでした。特に花火は、子どもから高齢者までたくさんの方が楽しみにしていたかと思います。まちおこしの定番とも言える夏祭り、佐々町でももっと盛り上がるよう力を入れるべく、新しい夏祭りができるように子どもたちのアイデアをもらえたらいいのではないかと思います。

そこで、まずは、ことしまでの運営企画はどこがされていたのか。なぜことしは花火が上がらなかったのか。なぜ縮小傾向にあるのか。また、それは何が要因とお考えかお聞かせください。

議長（川副 剛 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

今御質問の件で御回答させていただきます。

夏祭りの開催につきましては、昨年までは商工会青年部を中心とした「佐々町ゆめづくりプロジェクト」のほうが行行委員会を務めておられましたが、寄附金集めや実際の準備・運営な

ど負担が大きいため、ことしから観光協会が実行委員会を務めることになりました。

運営のための協議を行っていく中で、花火を打ち上げず、盆踊りを中心とした昔ながらの夏祭りをしてはどうだろうかという意見も出まして、それで花火をしないなら、今回は中心部で開催したほうが人が集まるのではないかということで、今回JAながさき西海農協北松支店の駐車場をお借りしての開催となった次第でございます。

ことしは雨のための順延もありましたが、例年よりも出店者も増え、来場者も7,000人程度の方に来ていただき、会場は狭かったですが、狭いというか、ちょっと少し広くなかったですが、コンパクトでまとまったお祭りになったのではないかと考えております。

続けて、子どもの来場者も多かったので、打上げ花火とかは今回行えませんでした。手持ち花火の配布も行い、みんなで花火をする取組は子どもたち向けの企画ではなかったかと思っております。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

4番。

4番（井上 智恵美 君）

私のほうも、行かれた方はやっぱり楽しかったと物すごく喜んでいらっしゃるお声はお聞きしました。

先ほど寄附金集めが大変というお話もあったということで、やっぱり財源的な問題で花火のほうもということかと思うんですけども、クラウドファンディングなどは今後でも構わないんですけどできないでしょうか。

議長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

以前もゆめづくりプロジェクトさんがクラウドファンディングをやったことがございましたが、ちょっとなかなか集まらなかったという現状もございます。そちらのほう、クラウドファンディング等の寄附金の募集ということも、実行委員会のほうで検討されるように話をしてみたいと思っております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

4番。

4番（井上 智恵美 君）

以前、実際にされて、ちょっとなかなか集まらなかったということだったので、もし、ことしとかもクラウドファンディングでちょっと集めてみようかということになった場合には、私たちが町民のたくさんの方に知っていただけたら、インスタとかSNSのほうも活用して、告知のほうをできればと思っております。

次に、執行側の意見としては、どのようにしたらもっと夏祭りが盛り上がると思われませんか。また、何か来年に向けてビジョン等あれば教えてください。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

来年度のことはまだこれから打合せを始める段階でございますが、花火に関してもまたちょっと検討をしてみたいという話を、どうかという意見も出ております。

それから、祭りの場所につきましては、やはり中央部分がお客さんも多くてよかったという声も多かったので、そのまま行こうかという話も実行委員会の中でも出ておりましたので、その辺も考えた上で、いろいろ出店者も今回多くてよかったという御意見もいただき、好意的な意見も多かったもので、いろいろその辺も生かしながら、来年度の夏祭りの開催に生かしていきたいと考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

ことしも農協さんのほうでは御協力、会場のほうは御協力いただけそうなんでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

はい、そちらのほう、まだちょっと確認は取れておりませんが、協力していただけるのじゃないかと思っております。まだ確認はしておりません。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

私は、たくさんの方々の様々な年代の方が楽しめるように、夏祭りのアイデアを募ってみてはどうかと思っております。

そこで、子どもたちは佐々町の夏祭りをどのように捉え、どのように思い、どのようなアクションを起こすのか、子どもたちに企画運営に少しでも携わってもらえたらいいのではないかと思っております。

また、小さい町の夏祭りだからこそ、子どもたちが参画しやすいのではないのでしょうか。まずは広報活動など、小さなことからでも構いませんので、何か子どもたちにもできないでしょうか、お願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

はい、そちらのほう実行委員会で協議をする際には、実行委員会の協力者を募ったりである

とか、アンケートを取ったりとか、子どもたちの意見を取り入れるやり方を検討していただくようにしてみたいと思います。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4 番。

4 番（井上 智恵美 君）

今回お話を伺って、夏祭りを運営するにあたり、本当にたくさんの方の御協力があって開催できているんだなと改めて感じました。資金繰りをはじめ、ボランティアスタッフの確保など、難しい点やこれからの課題などたくさんあることも実感いたしました。

そんな中で、子どもたちを受け入れていただくのは難しいかもしれません。しかし、子どもたちが参画することで、今まで自分たちが行くだけだった夏祭りが、どのような人たちがどのようにして行っているのか、準備段階から当日までの長い期間どんなことをされているのか、子どもはもちろん、その保護者の方も肌で感じるができるかと思います。

また、子どもたちが大人になったときに、この経験から、佐々町に戻ってきて運営に携わってくれるかもしれません。何より、この経験が子どもたちの糧になると思います。ほかでもない、この佐々町で経験できることとして、これから検討していただければと思います。企画商工課長、ありがとうございました。

最後に、下校放送についてです。

これは、他県の自治体で実際に取り組まれているのですが、毎日下校時間になると、子どもたちの声で「今からどどここ小学校の生徒が帰宅します。」「どどここ小学校の児童は車に気をつけて、交通ルールを守って下校します。私たちの見守りに御協力をよろしくお願いします。」など、防災無線を利用した町内放送が流れるそうです。そして、放送を聞いたボランティアの方々が見守り活動をされているそうです。この取組は、子どもたちに安全に気をつけた帰宅を促すとともに、地域住民の子どもたちに対する見守り意識を高め、子どもたちが犯罪に巻き込まれることを未然に防止するために実施されています。また、特段の見守りはできなくても、この放送に合わせてお散歩や買物に出かけていただくなど、できる範囲での子どもたちを見守っていただければと協力を仰ぐためでもあります。

これは、こども参画のほかにも防犯・防災の面でも機能していると思います。子どもに対する声かけ事案などの不審者による犯罪被害を、人の目があると思わせて防止するためにも役立ち、また、交通事故に遭わないよう交通ルールを守って安全に下校するなど、子どもたち自身も気をつけることができます。そして、聞いた側の私たち大人も、子どもたちの下校時間だと気づき、運転する際など、いつも以上に気をつけることができます。私は、これを知ったときに、費用もかからず比較的早く実現できる子どもが参加しやすい取組だと感じました。下校放送以外にも、防災無線で放送されている交通安全週間や火の用心なども、子どもたちに任せてみてもいいのではないかと思います。また、放送する内容も、子どもたちが考え、子どもたちの言葉で伝えるとすごくいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。ぜひ、この提案の感想や取り入れ可能かどうかをお聞かせください。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

他県で防災行政無線を活用して、子どもたちの声で子どもたち、特に小学生低学年が下校す

る時間帯に合わせて、子どもたちの下校見守り放送をしているということについては、承知をしているところです。

現在、本町においては、佐々町登下校安全プランを基に、登下校時における不審者や交通事故から子どもたちを守るための活動を行っているところです。

例えば、毎年秋に開催しています、通学路安全推進会議では、警察署や県の道路担当課、それから学校PTA、町の関係各課で実際の通学路へ出向き、危険箇所の確認と対策を協議しているところです。

その他「子ども110番の家」を通学路に設置したり、佐々っ子応援団による全町的な見守り活動を地域の皆様とともにを行っています。

また、特に下校時については「ながら見守り」といって、ウォーキングをしながら見守りや畑仕事、家の周辺での家事をしながら見守り活動ということで、佐々っ子応援団の取組として実施していただいているところでございます。

議員御提案のように、子どもたちの声で見守り放送ということがあることによって、本当に自覚度も高まる部分もあるかと思えます。PTA、それから地域、防災行政無線の担当課など、多方面の御意見も伺いながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

4番。

4番（井上 智恵美 君）

実際に見守り活動に御協力いただいている皆様、本当にありがたく思っております。普段の放送では聞き流してしまいがちですが、子どもたちの声に変えるだけでも、いつも以上に耳を傾けてもらえるのではないかと思いますし、また、今現在見守り活動を、ながら見守り活動をしていただけていない方でも、気をつけて聞いていただいて、ちょっと外に出てみようかなと思ったださる方が1人でも増えれば、更にいいのではないかなというふうに思いました。

いつも以上に耳を傾けてもらえるのではということと、それが子どもたちの考えた言葉だと、なおさら大人の私たちもちょっと気をつけなければなというふうに思えるかと思えます。注意喚起にはうってつけのことだと思います。

機械の問題などもなければ、費用もかからずに取り組むことができますので、下校放送に限らず、町内放送に子どもたちの声をぜひ取り入れていただければと思っております。

防災無線のことにに関してなんですけれども、下校放送をすると仮定した場合ですが、佐々小学校校区と口石小学校校区の境目の地区の方など、どちらも聞こえてしまうというふうなことがあるかと思えます。そこで、まず防災無線は地区を選んで放送をすることができるのかということと、どこまで細かく設定ができるのかということをお教えいただければと思えます。

議長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

御質問の防災行政無線の範囲の指定の放送でございますが、範囲は全域だけでなく地域を絞っての放送も可能でございます。

それから、音量とかにつきましては、皆さんに放送が聞こえるようにするのはもちろんでございますが、設置箇所近くの方のなるべく負担にならないような音量を調整しております、放送ごとの調整音量とかはできなくなっているような状況でございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）
4 番。

4 番（井上 智恵美 君）
地域を絞ってっていうのは、一つ一つのスピーカーじゃなくて、お住まいの地区のことによって分けて放送ができるんでしょうか。

議 長（川副 剛 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）
はい、スピーカーごとということになります。
以上です。

議 長（川副 剛 君）
4 番。

4 番（井上 智恵美 君）
下校放送ですね、子どもたちの声で行っていただくと、私たち大人、先ほどもちょっとお伝えしたんですけど、大人も聞く耳を持って「ああ、今頃帰宅をしてるんだな」「ちょっと外に出てみようかな」というふうに思って、見守りの目を一つでも増やしていただければと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。
最後に、教育委員会は特にこども参画に関わってくる部署かと思えます。この、こども参画について、ほかにお考えや、先ほどの委員会報告で少しお話がありました子ども議会について、また、何か今後の展望などあればそれもあわせてお聞きしたいです。よろしく願いします。

議 長（川副 剛 君）
教育長。

教育長（富野 毅 君）
こども参画ということで、一連の御質問を井上議員のほうからいただいたところでございます。井上議員がおっしゃいました当事者意識という言葉でございますが、私たち教育の世界では、よく主体者教育ということで、よくエージェンシーを持ちましよう、エージェンシーを持たせる教育をしていこうということが、今新たな教育の方針として、ふるさと教育等もそれを踏まえながら進めていくというところでございます。

佐々町につきましては、現在の第3期の教育振興基本計画の中から、ふるさと教育というのをしっかり位置づけておまして、これまでも着実にふるさと教育を進めていただいたところでございます。

そういうところから、子どもたち自身が、自分たちの手で自分たちの町を何とかしなきゃいけないという意識の高まりというのは、少しずつ見え始めているのかなと思っております。

実際に「にこにこクリーンさざ」の月1回の取組の中でも、中学生のボランティアが非常に最近増えてきたと。それに伴って小学生も増えてきたという実情もございます。自分たちの町を自分たちでつくり上げていこうという、そういう子どもたちの育成ということを第一義に考

えながら、進めていきたいなというふうに思っています。

先ほどございました子ども議会の開催につきましては、私も4月に教育長を拝命いたしましたので、真っ先にしたかった事項でございます。町長の公約にもちょうど同じ事項がありましたので、計画になかったところですが、無理を言ってお願いをしたところでございます。

子どもたち自身に、この佐々町の実際の今の総合計画の在り方であったり、実際に予算ということをしっかり勉強してもらって、その中で自分たちができること、それから自分たちが将来どんな過ごし方をすれば、この佐々町のふるさとを大切にしたい生き方ができるのかということまで踏まえたビジョンを持たせたいなという思いは強く持っているところです。ふるさと教育を主軸に置いた教育を今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

4番。

4 番（井上 智恵美 君）

ここにクリーンさは、私も参加をさせていただいております。いつも町長をはじめ、たくさんの方、教育長も企画商工課長も参加いただいたりしておりますが、子どもたちも本当にたくさん参加をさせていただいております。中学生も部活でまとまって参加をしている子どもたちもいれば、清峰高校は野球部の男の子たちが毎月毎月参加をしてお手伝いをしてくださっています。

また、子ども議会のほうは、私もお話をお聞きしてとてもいい取組で、とても楽しみにしております。ぜひ1回だけではなく長く続けていただいて、委員会の時にも少しお話をさせていただいたんですけど、参加人数や開催時間などを増やしていただければと、私個人としては思っております。よろしく申し上げます。

今回、私はこども参画まちづくりの視点から、3つの質問をさせていただきました。子どもたちには小さい頃からたくさんの方のいろいろな経験をしてほしいと思っております。その経験がきっと子どもたちの将来に役立つはずで、そして、それは未来の佐々町へつながっていくと思います。今、そしてこれからの佐々町のためにも、子どもたちの糧となるような町政を行っていけるように連携を取りながら、今後も執行側のお力添えをいただきますようお願いをして、今回の私の一般質問を終わります。

最後になりますが、佐々町でもインフルエンザ等流行しております。皆様、体調管理には十分に気をつけて、よいお年をお迎えください。ことし1年ありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

以上で、4番、井上智恵美議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（13時38分 休憩）

（13時50分 再開）

— 日程第6 一般質問（永田 勝美 議員） —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、8番、永田勝美議員の発言を許可します。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

それでは、8番、永田勝美でございます。私は、日本共産党佐々支部を代表しまして、特に今、きな臭い動きが強まっている今こそ、憲法が暮らしに生きる住みやすい佐々町、平和で安心できる佐々町の実現に向けて質問をさせていただきたいと思っております。

冒頭で、町長が就任の際に最も大切にしたい仕事は何ですかというふうにお聞きした時に、町長は、町民の命を守る仕事をしたいというふうにおっしゃっていただきました。大変けい眼であり、私はそのことについて非常に信頼をしているところでございます。ぜひとも、様々な御苦労されている状況は伺っておりますけれども、ぜひ頑張ってくださいということをお聞きして、冒頭で申し上げたいというふうに思います。

それでは、質問通告書に基づきまして、順番に質問させていただきたいと思っております。

最初は、学校給食費無償化の問題でございます。

今、国会で、来年度から給食費無償化をやるというアナウンスだけがどんどん流れているんですけども、なかなか費用負担などをめぐって、全国知事会に対しては、地方で半分を持つと、国は半分しか持たないというようなことが打診をされたりということで、まだまだ、来年度本当に実施できるのだろうか、小学校の給食費無償化がやられるのだろうか。国のレベルではそういう状況でございます。

ただ、全国的には、今学校給食費無償化は自治体のかなり独自の取組で、もちろん、いわゆる様々な給付金といえますか、そういったものを活用して、一時的というところもあるんですけども、様々な、アクティブに取組が進められているということを見るときに、ぜひとも佐々町でも、佐々町は県内でもトップランナーで給食費の無償化といえますか、給食費の支援というのをやってきたわけですか。全面無償化をやったのは、結局、雲仙市だとか諫早市が先を越されましたけれども、佐々町は3人目の子どもさんには半額、それで2人目が2・4・8でしたか。1人目が2割、2人目が4割、3人目が8割支援をするということで、他の町に先駆けて給食費についての支援というのをやってきたわけですか。そういう意味でも、佐々町が全県からも注目をされているという状況を見ますときに、来年度の給食費無償化については、ぜひともそういう姿勢を示していただく。結果、政府の支援が決まれば、それについては、なんて言えますか、その分の負担をほかに振り向けることができるということにもなるわけで、そういう意味では、当初予算での計画というのをぜひ求めたいというふうに思います。

まず、来年度に向けて、6年生は維持するというのは、小学校6年生の分を維持するというのはお答えいただいておりますけれども、一歩前に更に進めるということについてはどのようにお考えか伺いたいと思っております。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

今、中学校の給食費無償化についての前段として、減額措置についてお話がありましたけども、先に令和6年1月から中学校の1年生から3年生まで無償化いたしております。小学校の給食費無償化については、第三子以降の負担軽減補助に加え、本年9月（2学期）から小学校6年生を無償化しているところです。

次年度へ向けた本町の無償化、検討状況ですが、自民党、日本維新の会、公明党の3党により、令和8年4月からの小学校給食費無償化について、全国平均月額4,700円程度を基準とする案を検討されており、国が2分の1、都道府県が2分の1の案が示されたところですが、知

事会から反発があっており、本町としましても、この国の動向に注視をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

その反発がありまして、国のほうが少しその手だてをすると、都道府県負担2分の1について手だてをするというような今お話で進んでいる状況でございますが、4,700円では足りない状況ですので、町の負担が発生するかなというふうに思っているところです。

議 長（川副 剛 君）
8 番。

8 番（永田 勝美 君）

事前に、大体どの程度負担が増えるのかということについて、教育委員会で試算をお願いしておりましたが、数字が分かりましたら、小学校でのいわゆる保護者負担分がどれぐらい増えるか。要するに、町の一般財源からどれぐらい出さなきゃいけないのかということについての予測というのが教育委員会のほうで出ておりましたら、ちょっとお答えいただければと思うんですが、いかがですか。

議 長（川副 剛 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、今の御質問に対してですが、試算をしておりますのは令和7年度の予算より試算をしております。

まず、小学生で申し上げますと、小学生にかかる全体の給食費につきましては、約5,400万円程度かかります。そのうち、物価高騰対策のほうで920万円程度、それから、先ほどお話がありました負担軽減で20%・40%・100%の補助をしております。それが1,320万円程度、6年生の今回の無償化で350万円、就学援助費ということで給食費負担しているので740万円程度、1年生から5年生までの保護者負担ということで2,030万円程度、これが今保護者のほうで負担をいただいている額というふうになっているものでございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）
8 番。

8 番（永田 勝美 君）

踏み込んだ話ですけれども、1人当たりの給食費の額というのはどれぐらいになっておりますか。先ほど4,500円では足りないという話がありましたけれども。

議 長（川副 剛 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今、保護者さんの方に負担をいただいている金額ですが、月、小学生で4,000円を負担いただいております。年間でいきますと11月分徴収のほうをさせていただいておりますので、約年間4万4,000円程度を納めていただいているという計算になります。

議 長（川副 剛 君）
8 番。

8 番（永田 勝美 君）

そうじゃなくて、要するに政府が1食当たり4,500円という試算をしています。それでは足りない。佐々町の場合はもっと高いわけですよ。実際5,000円を超えていると思うんです。その1食当たり幾らぐらいかかっているんですか。要するに、負担額じゃなくて、かかっている額を教えてください。

議 長（川副 剛 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

1食当たり負担額としては、計算上は1食当たり288円、約290円かかっているということになります。小学生の分になります。

議 長（川副 剛 君）
8 番。

8 番（永田 勝美 君）

1食当たり288円で、大体1か月20日間で大体5,760円ということですよ。だから、4,500円との差が一般財源からの持出しになるんですよ、更にやろうとしても。だから、そういう意味では、まだまだ費用がかかるという状況ですけども、ただ全体としては、そういう流れというのは強まってきているので、ぜひとも、もう一定の見通しが立つのであれば、当面、暫定的な取組としても4月1日全額無償化ということについて足を踏み出していきたいということを変更して申し上げておきたいというふうに思います。

様々な交付金の活用等もあるのかというふうに思うんですけども、そういった、いわゆる政府の今回の物価高騰対策関連の交付金等の活用というのはあまりお考えではないでしょうか。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 亙 君）

今、物価高騰重点支援交付金があるので、今、中学校の無償化についても助かっている状況でございまして、それを今回の交付金が追加交付というふうになりますけれども、それに小学校の給食費無償化ということに充てますと、途中でやめることができないという状況でありますので、国の動向を注視しなければいけないという状況だと思います。

私が今思うに、中学校の無償化をしたことによって、それを優先して予算を組まないといけませんので、今は交付金があるので非常に助かっている状況でございます。

議 長（川副 剛 君）
8 番。

8 番（永田 勝美 君）

それでは、学校給食の問題は、ぜひともそうした国の動きやそういったものも踏まえて、積極的な取組をあわせて求めておきたいというふうに思います。

続きまして、小中学校体育館への空調設備の設置について、この間、議会としてもそうした施設の視察等も行って、教育委員会からも一緒に行っていました。それで、積極的に取り組まれているというふうに思うんですけども、改めて、来年度以降の計画といたしますか、そういったものについて、固まっておればお示しいただきたいと思うんですが、いかがですか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

8番議員からありましたように、町議会の先進地視察研修に本町の職員、それから教育委員会職員も参加させていただいておりますので、報告を受けております。

確かに、設置費用も一般的な空調の3分の1程度と低廉のようですし、ランニングコストとなる電気代もクーラーの能力相応でありました。そのほか、競技等への影響については、風量が大きいため、バドミントンや卓球などの風の影響を受けやすい種目もあるようでございます。

また、避難所として使用した場合、一番気になるところが運転時の音になりますが、視察した笠松町のように、熱交換器を屋外に設置すれば大きな問題ではないようです。

現時点では、スポットバズーカ（スポットクーラー）は体育館の空調として、ある程度有効ではないかと考えております。したがって、小中学校体育館への設置につきましては、今後前向きに検討してまいりたいと思っておりますが、今までの視察等で確認できていない事項もございますので、研究のため時間をいただきたいというふうに思います。

特に、小学校の体育館は、屋根及び外壁改修工事を予定しておりますので、その後の体育館本体の耐用年数を加味し、慎重に判断していく必要があると考えております。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

私も今回視察をさせていただいた中で感じたことは、第一印象としては、設備としては非常にコンパクトな設備で、要するに大型のエアコンだなと。少し風量の強いエアコンという印象でした。ですから、エアコンですと普通耐用年数は10年程度ですから、そういった意味では、小学校も大規模改修をやるというのはいつになるかというのはまだ分かっていないのですけれども、結局その期間ということを考えると、10年程度というのはもうそんなに待たなくてスタートさせていいのではないだろうか。中学校については、もともとやろうというお話でしたから、中学校から始めて小学校ということだったのかもしれないのですけれども、小学校こそ本当に子どもたちとしては、今欲しいところだろうというふうに思いますので、ぜひとも積極的なとか、早期の設置と、それから、大規模に建替えだとか大規模改修をやる場合は、これは教育長が見てこられたように、福岡県の宗像市などがやっているような、ああいう熱パネル方式だとか、本格的なものを活用していくと、より活用としてはいいのではないかなと思うんです。

佐々町にはそういう施設が、南部・北部の体育館や町民体育館、それから、サンビレッジとかいろいろありますので、そういったものを考えるときに、かなり応急的に使えるという点では、スポットバズーカというのはかなり効率的ではないかなという印象でございました。設置

の費用等については、なかなか政府の補助を受けられるのかとか、そういった検討というのはまだ細かくは分からないんですけども、ぜひとも積極的な設置に向けた取組を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、子育て支援の3つ目は、保育児童の負担軽減の問題ですが、これは前回も質問しまして、保育料無償化・副食費無償化の取組について、その後の検討や、あるいは当初の計画等の変化があればお答えいただければと思うんですがいかがでしょうか。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

本町の保育料は、無償化対象児童以外の0歳から2歳児は、国基準より低く設定しております。保護者負担を軽減しておりますが、副食費については無償化を検討項目として私の公約にあげております。

保育料の完全無償化は、近隣市町では平戸市や東彼杵町が実施されており、第二子以降の無償化については、佐世保市さん、松浦市さんなどの自治体で実施されているところです。

副食費の無償化は、近隣では平戸市や松浦市が上限額を設定した無償化を実施されております。当町が保育料を無償化した場合の費用を試算したところ、完全無償化した場合で約7,500万円、第二子のみを無償化した場合は約2,300万円程度と、新たな費用負担が生じることになります。また、副食費につきましては、同様に試算したところ、約2,000万円の費用負担となります。

子育て支援の充実は重要な課題であります。町の財政状況を見ながら、国や県に対しても引き続き財政支援の要望を行い、そのほかの子育て支援施策とあわせて、実施の可能性や段階的な導入の可否について慎重に検討してまいっているところでございます。

議 長（川副 剛 君）
8番。

8 番（永田 勝美 君）

改めて、国民の暮らしを守る、子育てを保護者の負担なくできるような、そういう施策というのは、まさに国の施策としてやられるべきテーマだというふうに私も思っておりますが、とはいえ、今の政権でなかなか望むべくもないところもありますので、ぜひとも、積み上げてでも、少しずつでも変化をつくっていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、2番目のテーマですけども、今回初めて私は質問しますが、農業体験施設のことについて質問させていただきたいと思います。

最近、ずっと先般の委員会報告なども読ませていただきますと、農業体験施設について、維持費用がかさんでいるということで、人員削減を進めるという話が進んでいるようですが、私は、ここで改めて、農業体験施設というのは何のために設置してきたのかと。設置目的と照らして、農業体験施設の在り方というのを考えてみる機会ではないかというふうに思いますので、そういう立場から質問をしたいと思います。

農業体験施設では、毎年、子どもたちの芋掘りなど、植付けや収穫体験などが行われて、子どもたちや保護者の皆さんから大変喜ばれています。子どもたちは、お芋が土の中でできることを初めて知ったとか、保育園児からは、本当に異口同音に、楽しかった、焼き芋がおいしかったという多数の声がありまして、子どもたちにとってはかけがえのない体験を与えている、そういう意味では本当に有用な施設になってきたのではないかなというふうに思いますし、農

業体験施設の利用者は、今、年間4,600人というふうに言われておりますから、延べ数ではありませんが、町民の3分の1、3割強の方が利用しているという計算になるわけです。

こうした実績というのは、町内のほかの施設、公民館や図書館、各種スポーツなどの公共施設と同様に、町民の重要な財産になっているのではないかと考えているものでございます。

そこで、今後の農業体験施設について、こうしたこれまでの成果と申しますか、実績と申しますかそういったものについて、どういうふうにも今、町としてはお考えなのか、評価をされてきているのかということについて、まず伺いたいというふうに思います。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

農業体験施設につきましては、青少年の農業体験学習を通して、豊かな人間性の育成と農業の理解による後継者の育成を目的として、昭和61年4月に「学童農園」として開園いたしました。その後、交流人口を拡大するために、町内外から一般の方も利用できるよう大規模改修を機に、平成23年度から「農業体験施設」と名称を変更し、現在に至っているところでございます。

今、議員がおっしゃったとおり、これまで学童農園として、保育園児や小中学生等が農業の体験をすることにより、農作業の大変さや収穫の喜びを体験することにより、家庭では体験することができない貴重な経験をすることができます。農産物が作られる過程や食べ物のありがたみを実感でき、長年にわたり、食べ物ができるまでの苦労や大切さを学べる環境を提供できたことは大いなる成果だったというふうに思います。

一方で、農業体験施設での課題としましては、保育園や一部の小学生などの利用はあるものの、利用者の伸び悩み、施設の老朽化は深刻な状況にあると認識をいたしております。

令和6年度決算の収支を見ますと、収入は施設の使用料で約91万円、農産物の売払い収入で約100万円となっており、支出は約2,440万円で、収支としては非常に厳しい状況でございます。

議 長（川副 剛 君）
8番。

8 番（永田 勝美 君）

私はそこで、いわゆる今、町長、収支というふうにおっしゃったんですが、確かに、持続可能性の追求は必要だというふうに思うんですけども、元来、計画がどうか、そういう目的からすると、その施設というのはやはり、全体として利益を出す施設という位置づけではなかなかうまくいかないのではないだろうかというふうに思っているんです。

それで、確かに、私も宿泊施設も利用させていただいたりということがあったんですけども、ロケーションは非常にいいわけです。ロケーションはいいし眺望もいいわけですけども、当時、私が行った時には、お風呂が壊れていて大浴場は使えないということでありましたし、それで大浴場は修理されたんですけども、先日行きましたら、床がもうブカブカで、なかなかちょっと使いにくいなということで、今度は年末に向けて修理をされたということをお聞きしておりますけれども、要するに、もうちょっと宿泊施設についても、例えば、大部屋じゃなくて個室にするとかって、部分的な改修でいけるのではないだろうか。そんなに長期に使う施設というふうになかなかならないのではないかなという感じはするんです。

大規模改修をするとなると、それこそ億の単位のお金がかかるわけです。そういった意味では、億の単位のお金をかけて造った建物というのは、減価償却費もきちんと取って、それで建

替えに向けた蓄積をしていかんといかんわけですから、そういった意味では、費用対効果という点では非常にやっぱり難しいよなということは思うわけです。

だから、もう少し幅広くといいますか、丁寧に、やはり、町長公約の中でありましたようなドッグランの設置だとか、オートキャンプ場などの設置だとか、そういったもの、幅広い世代に活用できる施設として充実させていくことは、基本的な流れとしては賛成なんですけども、じゃああの施設をどうしていくかについては、やはり、もう少し丁寧にといいますか、時間をかけた取組というのをやっていく必要があるんじゃないだろうか。

先日、私ども議会としても、視察の中でサウンディングの研修というのをやってまいりました。サウンディングというのは、要するに、町が一定の企画をして、そして、それに対して募集をするという形のイメージなので、そういった意味では、町として企画を温める期間というのがもっとあるんじゃないか。集中的にやはり、自分たちだけじゃなくて専門家の知恵も借りて、温めて、それで民間にそういうアイデアを募るといった、そういう取組というのもいいのではないかなというふうに思います。

ですから、言いたいことは、体験施設を維持していくということと、それから、私が聞きましたのは、もう体験施設で働いている方々から、要するに赤字でも維持できないから人を減らしますということだけ言われましたというお話なんですね。それで、農業体験施設で働いている方は、いわゆるリタイヤをした、リタイヤじゃないけど、結構世代的には60代70代の人もたくさんいるわけです。そういう中で、私は、今の施設を維持管理して、なかなかしんどい仕事だけでも、子どもたちが喜ぶ顔を見ると本当にやっていてよかったというふうに思うということで、働きがいのある仕事だというふうに言っていたらいいわけですから、そういった方々の知恵や意見というのもやはり事前によく聞いて、企画というのは進めるべきではないだろうか。

何となく今進められている流れとしては、とにかくなくすのかと。要するに、施設をなくすのか、それとも、とにかくお金が足りないから人減らしをするのかということ。そのことばかりが言われていて、どのように、今後施設を発展させていこうというふうにお考えなのかということがなかなか伝わってこないような状況になっているんです。だから、今後に向けた計画づくりといいますか、そういったものというのを早急に定める必要があるんじゃないだろうかというふうに思うんですけれども、今、基本的な農業体験施設、今後の発展方向についてお考えのことがあれば、ぜひ伺いたいなというふうに思います。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

私が公約に入れましたドッグランの話、それからオートキャンプ場の整備も考えておりますけども、話が出ましたので。

補助金や交付金が見込めない状況ですので、私としては障がい者雇用施設への転換を今研究している段階でございます。

施設の維持については、考えて、3名体制がおれば農地は荒らさなくて大丈夫かなというふうに思っているところでございます。

これまでの当施設の収支の関係でございますが、建設費及び維持管理費に係る総支出総額が約12億730万円で、このうち建設費に係る補助金や使用料等の収入が約3億4,350万円のため、一般財源から8億6,380万円の負担をしたことになり、建設後の維持管理費につきましては、毎年度平均1,570万円程度の一般財源を負担してきている状況でございます。

私が議員時代にも、この農業体験施設については研究をすべきだということで申し上げてお

りましたけども、何ら変わることがなく、人件費だけが高騰してしまったという状況でございますので、最低限のことは、子どもたちに作物を作って収穫をしていただくというようなことは守りたいということで、3名体制でできないかというようなことで研究をして、令和8年度中には方向性を定めたいというような状況でございます。

どうぞ、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）
8 番。

8 番（永田 勝美 君）

ぜひ、施設の活用については、私も昨年でしたか、佐田玲子さんが来られて、屋外コンサートなんかがあったりということで、ああいう施設としても本当にいい感じの施設だと思うんです。だから、もっとそういう有効活用ができる手だてというのはできないんだろうかなというのはずっと思うわけです。

それで、町民にとっては、やっぱり町民の施設だということを、ぜひ、活用できる施設ということをぜひお考えいただいて、方向性について、基本方向について早急にまとめていただきたいなということを考えております。ぜひとも、何か今の流れとしては、人減らしありきなんだというふうな風評といいますか、そういうふうになっておりますので、ぜひ、そこら辺はそういう誤解を与えないような、それこそ町民に対するアピールというのがいるのではないかなというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

さらに、やはり思っているのは、なかなか農業のああいう仕事を担っていただく方って、ただでさえ農業後継者が少なくなっている中で、高齢化の中で、なかなか人材確保するというのは厳しいんだろうなというふうに思うんです。だから、そういった意味では、必要な改修と必要な雇用の確保というのは、やっぱりぜひ意識していただきたいということも付け加えて申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、次のテーマに移りたいと思いますが、役場職員の人材確保についてなんですけども、まず総論的な問題ですけれども、新年度の職員採用計画というのは、もう今年度の採用、新年度に向けての採用は終わったのかなというふうに思うんですけれども、いわゆる定数割れといいますか、人員不足が続いているというふうに言われております。

特に、私が懸念しておりましたのは、町立保育所の後継者対策のことについて、町立保育所が若年層の20代、30代の保育士さんがほとんど正職員ではないという状況になっておりまして、保育のやはり蓄積が本当にできるんだろうかという心配をしております。

そういう意味では、まず保育所の採用はどういうふうな状況かということ、それから、今後の計画等もあれば伺いたい。

それから、正職員の採用については、次年度に向けてはどういう状況かということをお答えいただきたいというふうに思います。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

保育所の人員が減っていたり、現在休んでいらっしゃる方もいらっしゃるもので、継続的な保育をするためには経験という状況が必要かというふうに判断しておりますけども、今の状況で、会計年度任用職員さんで一応対応していらっしゃる状況でございます。経費節約という部分もございまして、その辺で御理解をいただければというふうに思っているところでございま

す。

職員採用については、保育士についてはしておりませんで、今回は、令和7年度では一般行政とそれから技術者の採用をするようにいたしておる状況でございます。

先ほどの質問の農業体験施設の件で、非常に誤解されていると思います。私は人を減らすためにやっているということではありません。障がい者雇用施設にするというのは、今の農業体験施設の機能を確保しながら、そこに管理していただけないかというようなことも考えておりますので、誤解がないように一言申し上げさせていただきました。すみません、よろしくお願ひします。

議 長（川副 剛 君）

8 番。

8 番（永田 勝美 君）

職員の次年度の採用は何人採用する予定ですか。計画としては。

議 長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

一般事務につきましては、5名の採用を予定しております。

議 長（川副 剛 君）

8 番。

8 番（永田 勝美 君）

近年、毎年採用はされても退職される方もあって、3人、4人と退職が続いているという状況で、なかなかその人員が充足しないという声を聞いておりますけれども、そういった見通しはいかがですか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

見通しが非常に、どこの自治体も厳しい状況だというふうにお伺いしておりまして、今回、年齢を引き上げて、経験者を採用するなどいたしたところ、応募の方はまあまあいらっしゃったという状況でございます。全然応募がないという状況ではございません。ただ、技術者については、非常に厳しい状況かなというふうに、応募者はいらっしゃいますけれども、その方が優秀な人材かどうかというところで、今回面接するような形にいたしておりますけど、いい人が入っていただければというふうに思っているところでございます。

議 長（川副 剛 君）

8 番。

8 番（永田 勝美 君）

なかなか技術系の方は、一般の企業でも本当に人手不足というふうに言われていますし、そ

ういった意味では、処遇なども含めて、なかなか自治体で確保というのは難しいのだなということを感じております。

そこで、私は町政について、もちろん町の財政のこと、いわゆる人件費の分についても意識しないわけにはいかないのですけれども、ただ、そういう中で、今佐々町では正職員が、大きく言うと約正職員が100人、会計年度任用職員が200人弱と、百数十人という状況になっているのかなというふうに思うんです。ですから、頭数で言えばそういうふうになっているというふうに思うんです。だから、そういった意味では、会計年度任用職員の皆さんに、本当に能力を發揮していただくということが求められているというふうに思います。

なかなか会計年度任用職員だからできない仕事というのを役場の業務区分の中で分けてあるのでしょうか。そういった意味では、会計年度任用職員についても処遇の改善等も図られてきたと。あと、雇用の年限の縛りがある。無期雇用かどうかというところが違うのかなというふうに思うんですけれども、そのあたりは、総務課長、どういうふうになっておりますでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

会計年度任用職員につきましては、当初は半年の任期で1回までの更新が可能となっております。2年目以降も選考によりまして採用をしておるところでございます。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

2年目以降もといいますけれども、最長何年働けるんでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

しばらく休憩します。

（14時30分 休憩）

（14時31分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

任期というものは、やはり1回の更新で1年ということになっておりますけれども、選考によりまして複数年の雇用が可能となっておりますので、任期はございません。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

この間、全国的に見ると、例えば大学などのいわゆる臨時職員の場合、最長5年という縛りがあったりということで、それがいわゆる雇い止めをやめさせるなどの運動があったりということは様々にありますけれども、佐々町の場合は、基本的には、実質的に無期限に雇用できる状況というのがあるわけですから、そうであれば、やはり改めて会計年度任用職員の方々のキャリアアップも含めて、それでそういう能力発揮の機会というのをもっと増やしていく必要があるんじゃないだろうかというふうに思います。

その際、今、全国的に先進と言われている中で、短時間正職員制度というのが動き出していると。有名なスウェーデンの家具メーカーだとか、それから大手のスーパーだとかそういったところにあるわけですが、いわゆるパートさんがパートタイマーの、変な言い方ですけどパートタイマーの正職員、要するに1日4時間しか働かないけれども処遇は正職員で、退職金も福利厚生も全て整っているという、そういう方があるんですね。それで、処遇の改善もあるし昇進もあると。パートタイマーだけでも店長をやるという、そういった仕事なんかもやられているという実態が言われていて、かなり短時間正職員制度というのは大いにある。特に、佐々町みたいに、みたいにと言ったらいかんですけども、いわゆる会計年度の職員の皆さんが多いところでは、大いにやっぱり研究していく必要はあるんじゃないだろうか。

自治体としては、鳥取県が導入したということを知っていますし、そういった点で、お考えのところがあれば伺いたいというふうに思いますが。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

御質問をいただきました短時間勤務制度については、今お話があったように鳥取県が働き方改革を進めるにあたって、短時間勤務でも雇用形態が正規職員と同じにする制度であり、地方公務員制度の大きな改革であると認識をいたしております。

令和7年3月に制定された「特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例」においては、人材の確保が喫緊の課題となっている職種の採用となっており、同制度の対象は、保育士や看護師、歯科衛生士、臨床心理士など、資格が必要な職種となっております。

人口減少社会において、人材確保や多様な働き方のニーズへの対応は重要な取組でありますので、同制度の運用状況や、国、他自治体への波及状況について注視してまいりたいと思っております。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

ぜひ、いわゆるトレンドとしても非常に重要になっているというふうに思いますので、雇用のトレンドとしても重要になっていると思いますし、今の佐々町の短時間正職員の皆さんの、本当に業務を支えていただいている皆さんの能力を本当に発揮していただくという点では、今の仕事を蓄積し、引き継いでいくということも非常に重要なわけですから、そういったことも含めて、短時間正職員制度は大いにマッチングできる制度ではないかなというふうに思いますので、研究方、進めていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それから、次に、物価高騰対策について、町の当面の取組についてお伺いしたいというふう

に思います。今後の。どなたでも。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

物価高騰対応重点支援交付金は、2025年度の国の補正予算が12月16日、きのう、可決成立いたしました。後日、改めて交付限度額が通知される予定です。県のほうからの情報によりますと、約2億円程度というふうになっているようです。

国の物価高騰対策として、2026年1月から3月の電気・ガス料金の補助と重点支援交付金の拡充があげられました。また、子ども1人当たり2万円の給付についても決定をされております。

重点支援交付金を活用した事業につきましては、現在、各課で事業を検討中でありますが、中学校給食費無償化分への充当、生活応援商品券の配布、松浦鉄道への支援などを、検討を今いたしておるところです。可能な限り早期事業開始に向け、また、物価高騰対策に有効な事業の検討を進めてまいります。

なお、この事業に係る一般会計補正予算の臨時会を1月に予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）
8番。

8 番（永田 勝美 君）

1月の臨時会で提案という予定ということでございますので、ぜひとも早急な取組を求めておきたい。その際に、ぜひ、全町民がカバーできるような支援というのが求められるのではないということだけ申し上げておきたい。要するに、いつぞやいろいろ議論があった際に、プレミアム商品券という形で、商品券を買える人しか特典がないというふうな、そういう商品券があったんです。それについては非常にたくさん不満があって、先般来は3,000円ですか、全町民に配るという方針に変えていただいたんですが、そういう取組にしていきたいということは申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、ちょっと時間が押してまいりましたので、国保の改善の問題につきましては、今回、国保の条例改正等もありますので、その中での議論というふうにさせていただきまして、その分を省略して、最後の「きこえ」の支援、補聴器購入助成について伺いたいというふうに思います。

先般の7月議会、9月議会を通して、町長のほうからは、難聴予防の補聴器の有用性は認めるが、国や県の補助金制度がないので、限られた財源の中で、ほかの高齢者施策と合わせて検討していきますという、その繰り返しでございまして、なかなか必要性については分かるけれども、お金がないのでやれないと、簡単に言うとそういうことばかりになってしまうので、それで、私が思っているのは、少なくとも今後どのようにやっていくのかということについては、やっぱりプランをつくらないといかんのではないだろうかと思うんです。それで、きこえの支援について、お金はないけれども今後どういうふうにしていこうという計画について、住民福祉課なり多世代包括支援センターなりで検討されていることがあれば伺いたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（川副 剛 君）
町長。

町長（濱野 互 君）

なかなか進まないという状況で、大変申し訳ございません。理解はいたしておりまして、難聴になるとコミュニケーションが難しく、買物や地域活動等、外出を控えることが多くなり、社会的孤立へとつながるなど、難聴が認知症のリスク因子であることが年々取り上げられるようになってきました。

本町では、これまで高齢者を対象とした地域サロン等で、認定補聴器技能者による「きこえの相談会」を実施し、専門医への受診勧奨や補聴器利用の促進などの難聴対策に取り組んでおり、今後も引き続き実施してまいります。一方で、高齢者の方々が抱える課題やニーズを具体的に把握する必要があると考えます。そのため、高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定に係るアンケートを令和8年1月に実施予定としておりますので、その中で、きこえの状況や補聴器の利用の意向がおりなのかなど、実態把握を行います。このアンケート結果も参考とし、助成制度の必要性や実効性を検証してまいります。

また、全国的にも制度を導入している自治体が徐々に増えてきており、県内では五島市が既に導入されていますが、大村市が来年度導入に向け準備をする方針を示されたとのことで、新聞に掲載をされておりました。

現時点で本町としましては、先ほどのアンケート結果や他自治体の運用状況、課題を参考にしながら、本町としてどのような支援が適切かどうかを検討してまいりたいと思っております。

議長（川副 剛 君）
8番。

8番（永田 勝美 君）

今の状況は分かりました。それで、私は補聴器の導入について、前回の質問の際も御紹介をしたんですけれども、東京通信病院の研究で示されていたのは、補聴器の導入に大切にしていた点がある点があります。まずは、診察を受けてから認定補聴器専門店で購入するという、この流れを守っていただきたい。補聴器は眼鏡と違います。眼鏡と根本的に違います。眼鏡はかけた瞬間から見えるようになりますけれども、補聴器は二、三か月の時間をかけて体になじむよう音量を調整していく必要があるからです。調整されず、なじまない補聴器だと、聞こえてくるのはうるさい雑音ばかりということも間々あります。その結果、つけたのに聞こえないと使用を諦めてしまう人が少なくありません。

最近の補聴器は大きく進化しており、機能や形状、価格も様々です。利用者の状態を観察する医師の指導の下に、適切な補聴器を選択し、業者によるきめ細やかな調整を経て、初めてその人にぴったりフィットする補聴器が完成するというふうに言われているんです。

これは、前も町長がおっしゃったように、町長のお父様がなかなか耳障りで、もう使えんというふうに言われたとか、私の母も同じようなことを言っておりましたけれども、やっぱりそういうことなんだろうと思うんです。きちんとやっぱり補聴器を入れるときは必ずサポートをしないとだめということなんだろうと思うんです。

もう何十万円もする補聴器を何回もなくしたとか、もう使わないでなおしているとか、そういう話をよく聞くんです。それは、やっぱり補聴器の活用について、本当に啓発といいますか、そういったことをしっかりアナウンスしていくことが大事なんじゃないかな。だから、成功体験が少ないんですよ、意外と、補聴器を使っている人たちについて。

だから、成功体験を上げていくためのサポートがやっぱり要るんだろうと思うんです。実際に成功しているところでは、認知症予防とかそういったところでも成果を上げているということなので、やっぱり成功体験をつくっていくような計画というのをしていく必要があるんじゃないだろうか。そういった意味では、いわゆる補聴器の活用者数というのを、全体として、例えば10年計画ぐらいで、後期高齢者の数でいうと大体2,000人ぐらいでしょう。2,000人の中で4分の1ぐらいの500人の人に補聴器をつけてもらうとすると、1年間に50台ずつ補聴器の支援をしていって10年間で500台、10年ぐらいは持ちますから、補聴器は。そういった例えばの計画なんですけど、そういう数的な計画もきちんとつくって、そして、やっぱりそういう検証というのをやっていくというふうにしていかないと、なかなか科学的な取組にならないと。今のままでは買ってもし使わないという人が多いんですよ。だから、それは本当にもったいないし、実際に補聴器に対する誤解も招くということなので、そこをぜひ詰めていただいて、そういうアンケートを取る際も、アンケートを取る際も補聴器が要りますかというアンケートだったら、私は要らんという人が多いんだと思うんです。結局、つけてみただけ私には合いませんとかという方が大変多いですから。だから、そういった意味では本当に成功体験を広げる、そういうアンケートというか、サポートが求められるんじゃないだろうかということをお願いしたい。

残念ながら、私も聞いてみたんですけども、五島市の場合も、様々な制限もあって、金額も非常に安いということで、利用者が非常に少ないと、今のままでは。

ところが、全国的に成功しているところでいいますと、東京の足立区とか港区では、やっぱり足立区では補聴器の調整するのにちょっとお金がかかるんです。調整までサポートしてくれるという補助になっているんですよ。調整費まで出すという補助が出されているし、港区の場合は金額が非常に高く、14万円まで出してくれるのかな。だから、28万円の補聴器の半額まで出してくれるという、そういう計画だったように思うんです。だから、そういう先進のところの経験もあるから、ぜひこれはやっていく必要があるんじゃないだろうか。やはり難聴が、さっき町長おっしゃったように、やはり認知症予防の上で非常に重要なファクターになっているので、ここを予防していく上では、やっぱり補聴器を本気で広げていく必要があるのではないかと考えていますので、申し上げて、もし御感想等あればお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（川副 剛 君）
町長。

町長（濱野 互 君）
どうもありがとうございます。成功体験をちょっと見つけてまいりたいというふうに思いますので、地域サロン等で補聴器について助かっているということがあれば、そういうふうにならばちょっと教えていただければというふうに思います。
以上です。

議長（川副 剛 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

実際、認定補聴器技師のほうに御説明を、地域サロンに出向いていただき、話をさせていただいている今現状にあります。

そこで、なかなかやはりすぐに購入というところまで至っていないというところはありませんけども、丁寧に、耳の仕組み、もちろんきこえの仕組み、そして補聴器の利点等を様々こう

説明していきながら、相談しやすい体制づくりというのにまず努めて、地域のほうに普及していきたいなと思っております。

その成功体験というお一人お一人のお声にまだ、ちょっと実際に寄り添っているところがありませんので、また今後、御紹介していければと思います。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

別に補聴器屋さんの回し者ではないんですけども、補聴器をどれだけ普及するか、実際には使っていただくかというところまでやらないと。そういう説明をする際にも、あまり聞こえない人たちですから。耳が遠いだけじゃなくて、やっぱり高齢者が多いですから、そういった意味では丁寧な説明と納得する説明があるんだと思うんですよ。これも失敗体験をいっぱい重ねてきた人たちだから、それはやっぱりそういうふうに思っていますので、ぜひ、新たな取組を期待したいというふうに思います。

以上で終わります。

議 長（川副 剛 君）

以上で、8番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（14時50分 休憩）

（15時00分 再開）

— 日程第6 一般質問（山之内 英樹 議員） —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、6番、山之内英樹議員の発言を許可します。

6番。

6 番（山之内 英樹 君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。6番、山之内英樹です。よろしく申し上げます。

佐々町教育における人工知能A I活用の推進方針について、教育長並びに当局の見解を伺います。

A Iが当たり前になる時代、私たちはこれまでの延長線では説明できない社会に入っていきます。正直、未知の世界です。この変化の本質は、便利になることだけではありません。学び方、働き方、情報の集まり方、そして、地域の形まで社会の土台そのものが組み換わっていくということです。そうなったときに差が生まれるのは、努力以前にアクセスできる環境や機械の差です。この差が放置されれば、地域差は静かに広がっていきます。

佐々町は、日本の西の果てにありますが、私は地理的条件がそのまま不利に結びつくまちであってはならないと思っております。だからこそ、A Iをはやりとして扱うのではなく、格差を広げないための公共政策として佐々町はどう向き合うのか、教育長並びに当局の見解を伺います。

現在、国をあげてGIGAスクール構想のネクストステージが進められる中、佐々町教育振興計画においても、個別最適な学びと共同的な学びの実現及び教職員の働き方改革が重要課題としてあげられております。

これらを加速させる鍵となるのが急速に進化するAI技術です。本日は、このAI技術を佐々町の教育現場へどのように導入し、持続可能な体制を構築していくのか、大きく3つの視点から質問いたします。

まずはじめに、AIの総合的な教育導入について、その基本的な考えを伺います。

AIの普及は社会構造のみならず、教育の在り方そのものを見直す必要性を私たちに突きつけております。単なる便利ツールとしてではなく、佐々町の教育課題を解決する戦略的な柱としてどのように取り入れていくのか。AI時代における佐々町教育の理念の変革と教育長の方向性について伺います。

AIの導入は、個別最適な学びを加速させる上で不可欠です。教育長はこの技術をどのように総合的に取り入れ、これからの佐々町を担う子どもたちにどのような資質や能力を育てていきたいとお考えでしょうか。教育の根幹をなす理念とその方向性について、教育長の答弁を求めます。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

議員御指摘のように、急速なデジタル化が進む現代社会におきまして、そのソサエティ5.0を生きる子どもたちにとっての、AIをはじめとするデジタル技術の活用というのは、その資質能力にとって必要不可欠であると認識しております。よりよき創り手、それから、よりよき使い手を育成してまいりたいというふうに考えております。

議員の御案内にありましたように、GIGAスクール2期ということで、今年度末に端末の入替えを行います。端末の入替えを行う中で、様々なアプリ等を導入しながら、無料のアプリも含めた活用の方法ということ、今後模索してまいりたいというふうに思っております。

これまでの知識習得はもちろん大切ではありますが、今後は、知識だけではなく、いわゆる情熱とか、強い意思であるとか、リーダーシップであるとか、いわゆる非認知能力といわれる人間ならではの力に重点を置く必要があると考えています。

まずもって、一人一台端末を児童生徒、教職員が文房具として活用できるよう、情報活用能力の育成に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、AIを含め、AIに限らず、世界のデジタル化というのは加速度的に進んでまいりますが、教育本来の目的である、社会の形成者の育成という視点だけは見失うことなく、発達段階に応じてバランスを重視しながら、教育政策を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

6番。

6番（山之内 英樹 君）

AIに対してかなり好意的な考えを持たれているということで安心をしました。

続いて、個別最適な学びとデータ駆動型教育の実現についてです。

AIを活用すれば、学習履歴などのデータを分析し、個々の児童生徒に最適な指導が可能になります。しかし、それを生かすのは現場の先生方です。ここは私の個人的な意見なんですが、

ICT教育の本質は、単に学力の伸びを図ることだけではなく、その子が何に興味を持ち、何が得意で、どんな関わり方が伸びるのか、そうしたその子らしさのデータを義務教育の9年間で丁寧に蓄積し、将来の学びや進路、自己理解につながる支援へと結びつけていくことにあるのではないかと考えております。そのためには、学力データに偏るのではなく、興味・関心、得意分野、つまずきの傾向、学び方の特性なども含めて、現場で活用できる形に整理し、指導や支援につなげていく視点が重要だと考えております。

AIによって得られる学習データを、実際の指導計画や児童生徒への声かけ、さらには個別支援につなげる、データ駆動型教育の実践能力を教職員が身につけるための具体的な研修計画についての見解を伺いたいです。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

教育データを蓄積して、データに基づいた教育の実践というのは、それぞれの先生方が教科の特性に応じて行っていくべきものでありますし、現在も、佐々町の教育の現場の中では進められている部分も一部ございます。

AIのよいところというのは、ある意味それとは気づかないところで活用ができていところではないかなというふうに思っております。本町がもう以前から導入しております学習システムで「ミライシード」というアプリを採用させていただいております。このミライシードは、蓄積したデータを基に、一人一人の子どもに対して、最適な問題を提案するなどの機能を持ち合わせております。学習システムを活用するにあたって、その部分を先生方が有効に活用しますように、各学校に、この開発業者のほうで講師として研修を実施しております。

また、ICT支援員による個別の研修も行っております。ただし、体系的な研修ということについては、長崎県教育委員会のほうでも作成を進められておりますが、本町においてもこの職員研修の中身について、体系的な研修の必要性は感じておりますので、今後展開してまいりたいと思います。

以上です。

議長（川副 剛 君）

6番。

6番（山之内 英樹 君）

データの蓄積をミライシードでやられているということで、学力以外にも得意分野、興味があるところを見定めるようなデータを取っていただければと思います。

続きまして、教職員の校務DXと負担軽減への寄与について伺います。

先生方が子どもたちと向き合う時間を確保するためには、校務の効率化が急務です。現場では、授業準備に加え、通知文、資料作成、記録、集計、いわゆる校務に多くの時間が取られております。その結果、本来、最も大切な子どもと向き合う時間が削られてしまう。だからこそ生成AIによる資料作成補助やデジタル採点システムなどの校務系AIツールを導入し、長時間労働を削減しつつ授業の質を向上させる時間を確保する。この方向性は今必要不可欠だと考えております。

校務系AIツールの導入について、具体的に何をどの範囲から進めるのか、また、そういう方向性があるのか、見解を伺います。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

教職員の長時間労働削減におきましては、議員御案内の生成A I やデジタル採点システム等の導入というのは大変有効であると私自身も考えているところです。

今、学校現場で行われているD X化の大枠と考えますが、教職員の校務のD X化、それから児童生徒の学習システムのD X化、今二本立てで実施しているところでございますが、これを一本立てするということが、今後、これから先5年間を見据えた中で整理していく必要があるかなと思っております。

その中で、本年度末に、先ほど申し上げたように一人一台端末を更新してまいりますけれども、先ほど申し上げたんですが、子ども一人一人がアプリを選択できるようなポータルサイトの作成ができないかなというふうに思っています。まずは、そこから子どもたちが、自分が興味・関心を持っているところにアクセスできるような環境づくりというのを検討しているところです。

また、デジタル採点システムにつきましては、子どもたちが実施する単元テストを、端末上で実施するシステムを早急に整備することにより、教職員の負担軽減と保護者の経済的負担の軽減も合わせて図られるものというふうに認識しております。

教職員の負担軽減の効果測定というものについては、先ほど申し上げた校務D Xの中で、実際に現在も行っております、在校等時間の測定によって示されるかなというふうに考えております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

6番。

6番（山之内 英樹 君）

業務効率化についても二本立てで既に動かれているということで、できれば、合わせるようなスケジュールをしっかりとつくられて進めていただきたいと思っております。

続きまして、導入を持続可能にするための教職員研修と外部専門人材の確保についてです。

新しい技術の導入には現場の不安が付き物です。A I ツールの操作や指導ノウハウを習得するための研修プログラムの構築はもちろんのこと、外部のI C T専門家やアドバイザーを戦略的に招へいし、先生方の不安解消と指導力向上を支援する継続的なサポート体制を予算化すべきと考えますが、見解を伺います。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

本町立小学校には、現在もI C T支援員という形で、各学校に週1回配置をしております。教職員のI C Tに対する不安等に対応していただいているところです。

先ほど申し上げましたのは、本町が導入している学習システムを提供している業者に委託をしているために、A I ツールの活用も含めて、教職員の指導力向上にも大きく寄与しているものと認識しているところです。

教職員研修にもこのI C T支援員の活用を可能としておりまして、各学校の研修計画に基づ

いて研修を実施しています。

しかしながら、教職員のサポートにもっと十分に対応するには、また、子どもたち自身の活用の方にも寄与するためには、さらなる人員の確保は必要ではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

1つお伺いしたいんですけど、そのICT支援員の方に業務効率化、既に入っているミライシード、そのあたりのICT支援なのか、総合的な支援なのか、ちょっとお伺いします。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

ミライシードの業務支援ももちろんですが、ICT全般に関する支援をさせていただいているというのが現状です。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

このAIというのは便利なツールなんですけど、この道具をどう使うべきか、AIに対する考え方を教える必要があると思いますので、そういった観点からも、AIに対する考え方について、次の質問に移らせていただきます。

次に、大きな2点目として、AIリテラシー教育の構築と批判的思考力の育成について伺います。

リテラシーとは、使うための判断基準のことをいいます。AIは便利ですが、万能ではありません。だからこそ、ツールとして使いこなす操作スキル以上に、その限界や倫理、社会への影響を理解し、批判的に向き合う能力、いわゆるAIリテラシーの育成が急務です。

まず1点目、批判的思考力の育成とハルシネーションへの対応についてです。

生成AIはもっともらしいその、いわゆるハルシネーションを出力することがあります。AIへの過度な依存は、子どもたちの思考力を低下させるリスクもあります。そこで、佐々町独自の利用指針を策定し、AIの出力が常に正しいわけではないという前提で、自ら情報を検証する能力をどう育成していくのか、最優先で取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

議員御指摘の批判的思考力の育成、ハルシネーションへの対応ということについては、本当に大事なところかなというふうに思っております。

例えば、現在、小学校でも端末の活用、小学1年生から行っておりますけれども、特にインターネットで検索をするときには、必ず2つ以上の情報を得なさいと。1つだけでは間違っただけの情報かもしれないよというところから、発達段階に応じて進めているところです。

これは、学習指導要領にも既に定められておまして、情報活用能力というものを、言語能力であったり、問題発見・解決能力などとともに、学習の基盤となる資質能力ということで、この情報活用能力を位置づけておまして、情報モラル教育についてもその一部として捉えて、教育課程全般にわたって指導することとしっかり明記をされております。

児童生徒の発達段階に応じて、議員御指摘の批判的思考力等の資質能力を育成できるカリキュラムにつきましては、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間でそれぞれ取り扱うこととなっております。

生成A Iの利用指針につきましては現在設けておりません。特に設けていないため、今後作成する必要性というのは非常に感じておるところです。

来年度、第4期の教育振興基本計画を策定する年になります。今後20年先の社会を見据えながら、批判的思考力等を含めた情報活用能力の育成につきまして、生成A Iの利用指針とあわせながら総合的な計画を作成したいと考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）
6番。

6 番（山之内 英樹 君）

既に、批判的思考力の育成を盛り込まれているというところで安心しました。

また、A Iに対しての著作権の問題や、個体が偏るバイアスの問題など、A Iには倫理的な課題も伴いますので、こうした課題に対応し、公平性や透明性を担保するための教育現場における包括的なガイドライン策定の進捗と、その具体的な方策もお願いします。

3点目です。格差是正への取組についてです。

家庭の経済状況によって、A Iツールのアクセスやインフラ環境に差が出てはなりません。G I G Aスクール構想の理念に基づき、全ての児童生徒が等しくA I教育の恩恵を受けられるよう、インフラ整備を含めた格差是正についてどのようにされているのか伺います。

議 長（川副 剛 君）
教育長。

教 育 長（富野 毅 君）

まず、生成A I利活用に関するガイドライン、先ほども申し上げましたけれども、文部科学省が定めております「初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドライン」というものを参考にしながら、各学校を指導できるような計画を策定してまいりたいというふうに思っております。

また、本町におけるG I G Aスクール構想の中で、全ての児童生徒が一人一台端末を持ち帰って家庭学習等で利活用することというのは、基本的な取組ということで位置づけております。それぞれの発達段階に応じて取り組んでいるところではございますが、各家庭にW i — F i 機器がない場合にはルーター等を貸し出しておまして、インターネット回線の格差是正はなされているものと認識しております。ただし、今後データ量の増大とかそういったところの課題も出てくるかと思えます。そういった場合には、改めてハード面の整備について、議員御指摘のように、格差が出ないような取組について検討してまいりたいと思えます。

以上です。

議長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

今おっしゃったハード面が拡大することによって、インフラの整備が必要になると思いますので、その辺りはまた順序を追ってお願いしたいと思います。

最後に、生徒と教職員のメンタルヘルス支援とウェルビーイングの確保について伺います。

AI導入を単なる効率化だけではなく、学校全体の心の健康と新しい教育文化の創造につなげるべきだと私は思います。AIを活用した生徒のメンタルヘルス支援と早期介入体制の強化について、ほか自治体の先行事例では、AIチャット相談を導入したところ、相談件数が従来の10倍以上に増加したというデータもあります。対面では相談しにくい悩みも、AIなら打ち明けられる子どもたちがいます。AIチャット相談システムを、悩み相談の初期接点として導入し、そこから教員やスクールカウンセラーへ適切につなぐ連携体制を構築するべきだと考えますが、見解を伺います。

議長（川副 剛 君）

教育長。

教育長（富野 毅 君）

チャット相談システムやアバターを使って、仮想空間における相談体制ということをなさっている先行事例も蓄積しておりまして、児童生徒が気軽に相談できるという側面については、本当に大変意義深いものであると考えております。

一方で、相談に対して最終的に対応する教職員やスクールカウンセラーの時間的制約、それから重篤な心的課題を持つ相談に対する医療介入の遅れなど、克服しなければならない課題も山積しているというふうに聞き及んでおります。

本町におきましては、不登校児童生徒が多いという教育課題がございます。議員御案内のチャット相談システムの導入につきましては、実は、長崎県の教育委員会のほうも、教育センター等の関連で、LINEを通じた相談システムを構築されておりまして、そちらのほうの活用も踏まえながら、今後の相談体制の構築ということを踏まえて、今後前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

6 番。

6 番（山之内 英樹 君）

チャット相談システムを使うことで間口が広がって、深い悩みも事前に解決するということもあると思いますので、できれば入れていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、生徒の機密情報保護とデータガバナンスについてです。

相談履歴など、極めて機密性の高い個人情報を扱う以上、セキュリティは最重要課題です。データ管理のルール化、利用目的の透明化、そして、ゼロトラストに基づく強固なセキュリティ対策をどのように担保するのか、具体的なガバナンス体制のロードマップについて伺います。

議長（川副 剛 君）
教育長。

教育長（富野 毅 君）

児童生徒の個人情報の保護というものに関しましては、今後、GIGAスクール構想第2期を進めるにあたりまして、十分に配慮しなければならないものと認識をしているところです。

本町では、令和2年11月に「教育機関における情報セキュリティポリシー」を策定し、教職員の校務から児童生徒の学習までの総合的なセキュリティ対策の指針というのを示しています。しかしながら、教育現場のクラウド活用が進む中で、より強いセキュリティ対策を進めるためのセキュリティポリシーの更新というのは必要不可欠であると認識しております。

国が示す指針に基づき、本町のネットワーク環境と教職員及び児童生徒の実態を鑑みながら、県のゼロトラストに関する方向性も含めて、そこもあわせて、まずは本町独自のセキュリティポリシーの改定については、令和8年度中にはまず進めたい。それから、ゼロトラストの構築が進む令和9年、10年度を見通した長期的な計画ということもあわせて、中長期、それから短期という形でポリシーの改定を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（川副 剛 君）
6番。

6番（山之内 英樹 君）

機密情報保護というところは非常に難しいところではあると思うんですけど、随時気を配っていただきたいと思います。

続きまして、新しい教育文化の創造について伺います。

AIが知識を教える部分を担い、校務を効率化することで先生方の役割も変わってまいります。知識提供者から、生徒と共に学び、伴走する学習の促進者、ファシリテーターへ、この役割転換こそが先生方のプレッシャーを軽減し、同時に生徒の主体性を育む鍵になると考えますがいかがでしょうか。

教員と生徒が共に学ぶという新しい関係性への転換について、こういった考え方について伺いたします。

議長（川副 剛 君）
教育長。

教育長（富野 毅 君）

現在、中央教育審議会では「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生をかじ取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を育む」という大きなテーマを掲げながら、次期学習指導要領の改定に向けて議論されております。

現在、町内の小中学校では一つ大きなテーマを掲げまして「主体的な学び」というものをテーマとした研究を進めておられまして、発達段階に応じた研究を進めていただいているところです。

「生きて働く知識」の、知識の習得ということに関しましては、教師の指導はやはり今後も必要であるというふうには考えております。また、そのことが教師のやりがいとなる側面もあると思います。ただ、議員御指摘のように、児童生徒の学習を支える「学び方の指導」への転換も必要不可欠であると考えております。

先ほどから申し上げております、来年度検討を進める第4次教育振興基本計画に、ICTを利活用することによる児童生徒の学習の発展と教職員の業務削減の案を盛り込み、新たな時代を生き抜く児童生徒の育成に努めてまいりたいと思います。

また、一人一台端末の活用については、現在導入しているミライシードをはじめとして、児童生徒が個別に興味関心に応じて学びに向かうための学習素材をできるだけ多く準備し、外国語教育をはじめとしたグローバルな時代にも対応できる人材の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

6番。

6 番（山之内 英樹 君）

教職員の方が立場を変換するという考え方もあるんじゃないかなというところも考えていただければと思います。

AIをどう使うかを学ぶことが教育の土台になると思いますので、佐々町の子どもたち、未来へ羽ばたいていっていけるような町として、教育長のリーダーシップと主体的に進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次の質問に移らせていただきます。地域事業者の入手、人手不足と役場・公的施設における軽作業の業務負担という課題に対し、スポットワークマッチングサービス「タイミー」を行政が主導的に活用・支援することにより、労働力の確保と地域活性化を同時に実現する方策について伺います。

今、少子高齢化と人口減少の中で、町内の飲食・小売・農業などいろいろな事業者の中から「短時間だけ人手が欲しい」、「繁忙期だけ手伝いが欲しいけれど常勤では雇えない」こういった声を多く聞くようになりました。

一方で、役場や公園、公民館などの公的施設でも、公園の草刈り、公共施設の清掃、イベントの準備や片づけなど軽作業の仕事が増えております。

しかし、職員数には限りがあり、全てを役場だけで対応することがだんだん難しくなってきたと感じております。こうした中で、スマートフォンアプリから、短時間、数時間単位で働き手をマッチングできる「スポットワークマッチングサービス」が広がっております。その代表例が今取り上げる「タイミー」です。

タイミーには、短時間アルバイトをつなぐ仕組みという基本的な機能がありますが、それだけではありません。働く側から見ると、いろいろな業種・職種の現場を小さなステップで幾つもの体験できるという意味で、自分に合う仕事や働き方を探す職業体験、キャリア探しの場にもなります。

一方で、受け入れる事業者側にとっても、スポットで来てくれる多様な人たちと一緒に働いてみることで、ふだんの採用では出会えない人材を知ることができる、正社員やパートなどで本格的に雇う前にお試しで一緒に働いて相性を確かめられるといった、人材との新しい出会いの場にもなります。

本町においても、このタイミーを行政が主導して上手に使うことで町内事業者の人手不足の解消、役場・公的施設の軽作業の効率化、町外からタイミーワーカーを呼び込むことで関係人口、移住・定住の拡大、こういったことにつなげていくことができるのではないかと考えております。

本日は、まず関係する各部局の考えを順番に伺い、その上で、最後に、町長に、本町としての基本的な方針をお聞きしたいと思います。

まず、公的な軽作業への活用について伺います。

現在、公園の草刈り、公共施設の清掃、各種イベントの補助といった仕事は、主に職員や会計年度任用職員、あるいは委託業者によって行われていると思います。しかし、その中には、年に数回だけ集中的に発生する仕事、雨天やイベント日程の変更などで急に時間が変わる仕事など、スポットで対応したほうが効率的ではないかと思う仕事もあります。こうした短期・突発的な軽作業について、タイミーを活用することができれば、必要なときに必要な時間だけ人手を確保できる。職員は企画調整など、本来のコア業務により専念できる。結果として、人件費や時間の使い方の効率化につながる。このような効果も期待できると思います。

公園の草刈り、公共施設の清掃、イベント補助などの短期・突発的な公的な軽作業について、タイミーのようなサービスの活用も含めて、新たな担い手の確保策を検討するお考えがあるか、方向性をお聞かせください。

議長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

御質問の内容が、会計年度任用職員として採用する場合として御回答させていただきます。

会計年度任用職員を採用する場合、地方公務員法第22条の2に、「競争試験又は選考によるものとする」という規定がございます。求人公開後、マッチングが先着順であり、面接を行うことができないタイミーは、会計年度任用職員の採用にはなじまないものと考えております。

また、他自治体でタイミーとの連携協定を締結した事例もあるとお聞きしておりますが、会計年度任用職員の採用にまで踏み込んだものではないという認識でおりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（川副 剛 君）

6番。

6番（山之内 英樹 君）

会計年度任用職員としてはすぐわないということではありますが、まずその仕事のすみ分けをする必要があるのかなと思っております。そこでは、会計年度任用職員でなくてはならない仕事と、別の仕事、軽作業など、そのあたりで知恵を絞って、タイミーを活用して、コア業務により専念できる状況をつくっていかれたらどうかなと思います。

そして、タイミーのようなサービスを使うかどうかを検討する際には、今までどおり職員や会計年度任用職員で対応した場合と比べて費用面はどうか、職員の時間の使い方、コア業務への集中という点ではどうかと、この2つをしっかりと比べていくことが大事だと思います。

次に、町内事業者への支援について伺います。

町内の飲食店・小売店・農業などでも、今後タイミーを使いたいという事業者が出てくる可能性があります。実際にはどの仕事をタイミーにお願いしていいのかわからない、普通の求人とどう違うのかイメージがつきにくい、こういった不安や戸惑いも出てくるのではないかと思います。タイミーを効果的に活用するには、接客の一部、仕込みや片づけ、清掃、イベントの出展の準備や補助、ここまでなら任せられるという仕事をうまく切り分けられることが大事になります。その上で、事業者向けの説明会、具体例をまとめたガイドブックやチェックリスト、こういった形で分かりやすく情報提供をしていくことが必要だと考えます。

さらに、事業者の皆さんにとっては、タイミーは単なる穴埋め要員ではなく、様々な年齢やバックグラウンドの人材と出会う場、一緒に働いてみて、将来の採用候補として検討する入り

口、こういったメリットもあります。人手不足の解消とよい人材との出会い、この両方をうまく両立させていくことが大切だと思います。

ここからは、私が町外からタイミーワーカーを呼び込むことについても触れたいと思います。タイミーを通じて町外から労働者が佐々町に入り、関係人口の入り口として活用できる可能性があると考えております。これは私の推測ではありますが、現在の佐々町には、人口規模の割にスーパーが多く出店している状況があります。その背景には、町内に比較的大きな企業は幾つか立地していて、そこで働く方々の昼間人口や購買力が、日々の買物需要を支えているという側面があるのではないかと感じております。

同じように考えると、タイミーを通じて町外から労働者が佐々町に入り、仕事の前後や休憩時間、勤務後に町内で買物や飲食をしていく流れが生まれれば、佐々町のスーパーや飲食店、小売店など、町内経済にもプラスの波及効果が出てくることが期待できると思います。この点は、きょうは質問というより、今後、観光や商業の施策を検討していく上で、ぜひ意識していただきたいと提案してお伝えしております。

せっかく佐々町まで働きに来ていただくのであれば、ただ単に仕事をして帰るだけではなく、町内で食事や買物をしてもらう、公共施設や観光施設を利用してもらう、又は佐々町に来たいと思ってもらう、こうした流れをつくっていくことが重要だと考えます。

そのために、タイミーワーカーの方々を対象に、一定の条件を満たした場合の交通費の補助、商店街や飲食店で使える地域クーポン、こういったインセンティブ施策も考えられるのではないのでしょうか。

そこで、改めてお伺いします。タイミーを通じて、町外から働きに来る人たちを関係人口と位置づけ、その創出拡大に活用していくことについて、また、地域内での消費を促すインセンティブ施策について、観光・移住定住施策及び商工・産業振興の観点からどのようにお考えか、町として指導していくお考えがあるのか見解を伺います。

議 長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

タイミーとの連携を行っている自治体は、佐世保市をはじめ全国に幾つかございます。41自治体と伺っております。

その事業内容といたしましては、市内の事業の人材確保及び雇用創出、多様な働き方の推進、産業振興、事業PRが主な事業となっております。

各市町のほうに確認をしていたところですが、現在行われている事業としては、事業者向けの労働確保に関するセミナーや、多様な働き方を希望する方の、セミナーという民間の事業者向けの内容となっております。

今のところ、タイミーを使って事業をしたりとか、そういう話はこちらのほうにも入っておりませんし、商工会のほうでも何も聞いていないということもございましたので、今後は商工会と共同で地元産業の振興に有効活用できるかどうかから研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

6番。

6 番（山之内 英樹 君）

ぜひ、商工会や観光協会と共同しながら進めていただければと思います。

最後に、ここまで公的な軽作業への活用、町内事業者への支援、町外からの人材呼び込み、それぞれの観点から、各部局の御答弁をいただきました。

ここで、改めて町長にお伺いします。タイミーに代表されるスポットワークマッチングサービスを、本町として、労働力確保と地域活性化の両方を支えるツールとして戦略的に活用していただくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

今、総務課長及び企画商工課長から説明をしましたが、議員がおっしゃっている内容で、タイミーの活用については、非常にいい人材がくればありがたいなというふうに思いますが、まず採用にあたっては、人物が分かりませんので、責任感とか礼儀正しさとか、それから処理能力とか、そういう部分がなかなか分からないので、非常に難しいかなというふうに感じているところです。

私は、今、公園の草刈りとかイベントの補助については、ボランティアのマッチングアプリを研究してくれということ、今ちょっと言っているところなんです。佐々町のまちとして、まずシルバー人材センターがありまして、高齢者の方の働くところ、それから生きがい、そういうところをもっと広げていきたいという部分を思っておりますし、それから、若い人たちにも、町外からじゃなくて、やはり町内の方を優先して雇用したいということで、会計年度任用職員さんについては、できるだけ町内を優先していただきたいというようなことで思いを言っておりますので、タイミーは、うちのまちにちょっとそぐわないかなというふうな感想でおります。ただ、今後とも研究をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（川副 剛 君）

6番。

6 番（山之内 英樹 君）

タイミーは佐々町にはそぐわないということで回答をいただきました。

タイミーは、単なるアルバイト募集の仕組みではなくて、事業者の人手不足の解消、公的な軽作業の担い手の確保と行政の効率化、佐々町に人が集まり、関わり、新しい人口づくり、こうしたことを同時に進めていくことのできる可能性のあるツールだと考えております。

そして、きょうの通告項目からは少し外れますが、将来的には、例えば教育分野でのキャリア教育の場づくりや、役員の成り手不足で悩んでいる町内会・自治会の最低限の機能維持など、工夫次第では教育委員会や町内会の現場でも、タイミーのような仕組みやスポットワークの考えをヒントにできる場面が少しずつ出てくるのではないかと感じております。

そのあたりは、きょうはあくまでアイデア紹介という位置づけですが、今後、教育委員会や町内会や佐々町全体でも意見交換をしながら、活用の余地があれば検討していただきたいと思っております。

本町の人手不足の解消と、更に関わる人を増やしていく仕組みづくりに向けて、前向きな検討とスピード感ある取組をお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

以上で、6番、山之内英樹議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

（15時42分 散会）